

# 1 情報公開審査会答申の概要

## 情報公開審査会答申第 257 号の概要

件名	市町村スポーツ主管係長会議に関する文書他一部非公開の件(諮問第 190 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 9 年度から 11 年度までの市町村スポーツ主管係長会議に関する文書及び資料並びに平成 12 年度市町村スポーツ主管課長会議に関する文書に記載されている事業のうち県の経費執行の執行何票・支出命令票（会議費用、分担金、懇親会費を含む。）である。		
請求年月日	平成 13 年 1 月 30 日	諾否決定年月日	平成 13 年 3 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため		
不服申立年月日	平成 13 年 4 月 24 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。		
諮問年月日	平成 13 年 5 月 16 日		
審査会の結論	<p>本件請求対象文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の駅伝競走大会の 10 回及び 20 回出場表彰予定者の氏名（以下「本件表彰者氏名」という。）のうち、実際に表彰を受けた者の氏名</li> <li>2 見積合せ調書及び入札調書のうち、予定価格（以下「本件予定価格」という。）</li> <li>3 物品を納入等した業者（以下「本件業者」という。）の所在地及び電話番号（以下「本件業者所在地等」と総称する。）並びに振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件業者口座情報」と総称する。）</li> <li>4 スポーツ団体（以下「本件団体」という。）の所在地及び電話番号（以下「本件団体所在地等」と総称する。）並びに振込先口座の口座名義人の名称のうち、既に他の部分において公開されている名称</li> </ol>		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 5 条第 1 号該当性について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について                 <p>次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ボランティア等の氏名、印影、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレス並びに振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称</li> <li>イ スポーツボランティアに関する研修会（以下「本件研修会」という。）の講師の氏名、印影、職名及び住所（以下「本件講師氏名等」と総称する。）</li> <li>ウ 本件研修会の講師の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称</li> <li>エ 本件表彰者氏名</li> <li>オ スポーツ大会競技役員等の住所及び電話番号</li> <li>カ 交通整理員の住所等、電話番号、生年月日、年齢及び職業等</li> <li>キ 法人担当者の氏名、印影及び職名</li> </ul> </li> <li>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について                 <p>ア 本件講師氏名等は、かながわスポーツボランティアバンクの登録者を対象にして実施したスポーツボランティアに関する研修会の講師の氏名、印影、職名及び住所である。本件研修会の対象者はかながわスポーツボランティアバンクの登録者に限定されていることから、本件研修会は、不特定多数の人を対象にして開催された研修会とは認められない。したがって、このような研修会における講師の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件講師氏名等は同号ただし書イには該当しない。</p> </li> </ol> </li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>イ 本件表彰者氏名は、実施機関があらかじめ、表彰予定者として新聞社に情報提供しており、実際に表彰を受けた者は、誰でも参加できる状態で開催される閉会式において氏名を読み上げられるとともに、その氏名を記載した速報記録が閉会式の参加者に配布されていることから、不特定多数の者に公にされていることが認められる。したがって、本件表彰者氏名のうち、実際に表彰を受けた者の氏名は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 本件予定価格について      実施機関は、本件予定価格について、条例第5条第2号に該当すると説明しているが、当該情報は、物品の調達等に際して落札者を実施機関が入札により決定するに当たり、入札価格が予定価格以下であることを落札の条件とするために、実施機関があらかじめ設定するものである。したがって、当該情報は、実施機関が行う入札の執行に関する情報であり、法人等に関する情報には当たらず、同号本文に該当しない。</p> <p>(2) 本件業者所在地等及び本件団体所在地等について      本件業者所在地等及び本件団体所在地等は、これらの情報が公開されたとしても、本件業者又は本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことが明らかであるため、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>(3) 本件業者口座情報等について</p> <p>a 当審査会が確認したところ、本件請求対象文書には、本件業者が受注し納品した代金の振込先として本件業者口座情報が記載され、また、本件団体が神奈川県知事(以下「知事」という。)からスポーツ大会等の運営を委託され、その委託料の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件団体口座情報」と総称する。)が記載されていることが認められる。</p> <p>したがって、本件業者口座情報及び本件団体口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。</p> <p>しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件業者口座情報及び本件団体口座情報の管理状況について検討する。</p> <p>b 本件業者は、事務用品等を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件業者口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件業者は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。したがって、本件業者口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>c 本件団体口座情報は、本件団体が知事からスポーツ大会等の運営を委託され、その委託料の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件団体口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。したがって、本件団体口座情報のうち、本件請求対象文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年4月18日(答申第257号)</p>

情報公開審査会答申第 258 号の概要

件名	駅伝競走大会支出関係書類等一部非公開の件(諮問第 202 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年度に特定の連合会(以下「本件連合会」という。)に支出した命令票及び付属書類一式並びに同年度に特定の駅伝競走大会に支出した命令票及び付属書類一式である。		
請求年月日	平成 13 年 6 月 1 日	諾否決定年月日	平成 13 年 6 月 15 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(スポーツ課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の個人が識別されるため</li> <li>2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため</li> <li>3 反復継続される入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 7 月 18 日		
審査会の結論	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件連合会ブロック研修会開催費補助金に係る平成 12 年度の支出命令票のうち、本件連合会の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。</li> <li>2 特定の駅伝競走大会(以下「本件大会」という。)に係る平成 12 年度の執行伺票兼支出命令票及び付属書類等のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本件大会の 10 回及び 20 回出場表彰予定者(以下「本件表彰者氏名」という。)のうち、実際に表彰を受けた者の氏名</li> <li>(2) 物品、弁当、看板等の作成を受注し納品した業者(以下「本件業者」という。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件業者口座情報」と総称する。)</li> <li>(3) 見積合せ調書及び入札調書のうち、予定価格(以下「本件予定価格」という。)</li> </ol> </li> </ol>		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 5 条第 1 号該当性について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について <p>次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>ア 本件連合会が主催する研修会(以下「本件研修会」という。)の講師の氏名(以下「本件講師氏名」という。)</p> <p>イ 本件研修会の書記(以下「本件書記」という。)の氏名(以下「本件書記氏名」という。)</p> <p>ウ 本件連合会名簿に記載された顧問の氏名</p> <p>エ 本件表彰者氏名</p> <p>オ ボランティアの氏名、住所及び印影</p> <p>カ 入札書及び委任状に記載された代理人の氏名及び印影</p> </li> <li>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について <p>ア 本件研修会の対象者は県内の体育指導委員であり一定の者に限定されていることから、本件研修会は、不特定多数の人を対象にして開催された研修会とは認められず、また、研修会開催に当たって、講師の氏名を一般に公表はしていないことから、講師の氏名が不特定多数の者に周知されたとまでは認められない。したがって、本件講師氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しない。</p> <p>イ 本件書記は、体育指導委員であり、体育指導委員は非常勤公務員であるため、その氏名は市の広報等により公表されているが、本件研修会に体育指導委員の職務として参加しているわけではないことから、本件書記氏名は、慣行として公にされている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しない。</p> </li> </ol> </li> </ol>		

審査会の  
判断理由  
(続き)

ウ 本件表彰者氏名は、実施機関があらかじめ、表彰予定者として新聞社に情報提供しており、実際に表彰を受けた者は、誰でも参加できる状況で開催される閉会式において氏名を読み上げられるとともに、その氏名を記載した速報記録が閉会式の参加者に配布されていることから、不特定多数の者に公にされていることが認められる。したがって、本件表彰者氏名のうち、実際に表彰を受けた者の氏名は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。

## 2 条例第5条第2号該当性について

(1) 当審査会が確認したところ、本件研修会の開催費補助金に係る支出命令票には、補助金の振込先として本件連合会の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件連合会口座情報」と総称する。)が記載され、本件大会に係る支出命令票及び委託料請求書には、本件大会の運営業務を受託した特定の協会(以下「本件協会」という。)に対する委託料の振込先として本件協会の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件協会口座情報」と総称する。)が記載され、本件大会に係る執行伺票兼支出命令票及び附属書類等には、本件業者が受注し納品した代金の振込先として本件業者口座情報が記載されている。

したがって、本件連合会口座情報、本件協会口座情報及び本件業者口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報である。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられるので、本件連合会口座情報、本件協会口座情報及び本件業者口座情報の管理状況について検討する。

(2) 本件連合会口座情報は、本件連合会が神奈川県知事(以下「知事」という。)に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、また、本件協会口座情報は、本件協会が本件大会の運営業務を知事から委託され、その委託料の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。これらのことを考慮すると、本件連合会口座情報及び本件協会口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。

したがって、本件連合会口座情報及び本件協会口座情報のうち、本件請求対象文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件連合会又は本件協会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。

(3) 本件業者は、事務用品等を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件業者口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件業者は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ること容認しているものと考えられる。したがって、本件業者口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。

## 3 条例第5条第4号該当性について

当審査会が確認したところ、本件大会実施に係る交通規制の告知看板作成及びチラシの印刷製本(以下「本件物品調達」という。)に関する見積合せ調書及び入札調書には本件予定価格が記載されていることが認められるが、本件物品調達は既に完成している製品の購入ではなく、仕様書に基づいて作成されるものであり、将来において同種の物品調達があったとしてもその仕様が全く同一ということはありません。また、本件予定価格を公開しても、将来の予定価格を予測することには限界があると考えられる。

一方、予定価格を公開することにより、入札等が公正かつ適正に遂行されたかどうかを検討する機会が得られることは有益であり、結果として、談合を防止する効果も期待し得ると考えられる。

また、現在では、本件大会に係る同種の契約を実施機関は結んでいないことから、本件予定価格を公開することにより、入札等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。したがって、本件予定価格は条例第5条第4号に該当しない。

答申年月日	平成 17 年 4 月 18 日 ( 答申第 258 号 )		
情報公開審査会答申第 259 号の概要			
件 名	体育指導委員連合会支出書類一部非公開の件(諮問第 203 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年度に特定の連合会 ( 以下「本件連合会」という。 ) が支出した書類一式である。		
請求年月日	平成 13 年 6 月 29 日	諾否決定年月日	平成 13 年 7 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会 ( スポーツ課 )
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため		
不服申立年月日	平成 13 年 7 月 25 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。		
諮問年月日	平成 13 年 8 月 10 日		
審査会の結論	平成 12 年度に本件連合会が支出した書類一式のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 ( 1 ) 本件連合会が主催する研修会 ( 以下「本件研修会」という。 ) の講師 ( 以下「本件講師」という。 ) の謝金額 ( 2 ) アトラクション出演団体員の住所のうち、ホームページ上に掲載されている住所 ( 3 ) 物品・弁当・看板等の作成を受注し納品した業者、講師派遣依頼を受けて講師を派遣した業者並びに会議室の使用を認めた特定の社会福祉法人及び特定の任意団体 ( 以下「本件法人」と総称する。 ) の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称 ( 以下「本件法人口座情報」と総称する。 ) ( 4 ) 会費、分担金及び参加費の振込先である特定の社団法人、特定の任意団体及び特定の協議会 ( 以下「本件社団法人等」と総称する。 ) の振込先口座の口座名義人の名称のうち、既に他の部分において公開されている名称		
審査会の判断理由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について ( 1 ) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 ア 本件講師の氏名、住所及び謝金額 イ アトラクション出演団体員の住所 ウ 本件連合会の部会等 ( 以下「本件部会等」という。 ) に出席した本件連合会の役員及び部会員 ( 以下「本件役員等」と総称する。 ) の住所、会場までの経路並びに旅費の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名 ( 以下「本件役員等の住所等」と総称する。 ) エ 本件連合会の理事会等の会場使用料領収書及び研究協議会参加費請求書等に記載された業者、特定の財団法人及び特定の任意団体の従業員の氏名 ( 以下「本件従業員氏名」という。 ) オ 通帳及び振込受付書に記載された銀行担当者の印影 ( 以下「本件銀行担当者印影」という。 ) ( 2 ) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について ア アトラクション出演団体員の住所のうち、当該団体のホームページに掲載されていることが認められたものについては、慣行として公にされている情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。 イ 本件研修会の対象者は県内の体育指導委員であり一定の者に限定されていることから、本件研修会は、不特定多数の人を対象にして開催された研修会とは認められず、また、研修会開催に当たって、講師の氏名を一般に公表はしていないことから、講師の氏名が不特定多数の者に周知されたとまでは認められない。したがって、本件講師の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しない。		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(3) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について        本件役員等は体育指導委員であり、体育指導委員は非常勤公務員である。しかし、本件役員等は、本件部会等に体育指導委員の職務として参加しているわけではないことから、本件請求対象文書に記載された本件役員等の会議場までの経路は、公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、本件連合会の支出に係る執行伺票等には、本件法人が受注し納品した代金や会議室使用料の振込先として本件法人口座情報が記載され、本件社団法人等に対する会費等の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件社団法人等口座情報」と総称する。)が記載されている。</p> <p>したがって、本件法人口座情報及び本件社団法人等口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報である。</p> <p>しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件法人口座情報及び本件社団法人等口座情報の管理状況について検討する。</p> <p>(2) 本件法人は、事務用品等を扱う一般的な業者や会議室を有料で貸し出す社会福祉法人等であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件法人口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件法人は、不特定多数の者が本件法人口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。したがって、本件法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>(3) 本件社団法人等口座情報は、本件社団法人等の会費等の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件社団法人等口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。</p> <p>したがって、本件社団法人等口座情報のうち、本件請求対象文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件社団法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 17 年 4 月 18 日 ( 答申第 259 号 )</p>

情報公開審査会答申第 260 号の概要

件名	生涯スポーツ振興費補助金に係る文書一部非公開の件(諮問第 205 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年度生涯スポーツ振興費補助金に係る文書である。		
請求年月日	平成 13 年 7 月 24 日	諾否決定年月日	平成 13 年 8 月 7 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(スポーツ課)
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため		
不服申立年月日	平成 13 年 8 月 27 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 最高裁判例のとおり、金融機関の通帳に関する情報の公開は、認められるべきである。		
諮問年月日	平成 13 年 9 月 12 日		
審査会の結論	生涯スポーツ振興費補助金に係る支出命令票のうち、特定の特定非営利活動法人(以下「本件法人」という。)の口座名義人の名称は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>1 当審査会が確認したところ、本件請求対象文書には、補助金の振込先として振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件口座情報」と総称する。)が記載されていることが認められる。 したがって本件口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。 しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件口座情報の管理状況について検討する。</p> <p>2 本件口座情報は、本件法人が神奈川県知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。 したがって、本件口座情報のうち、本件請求対象文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 2 号本文に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 17 年 4 月 18 日(答申第 260 号)		

情報公開審査会答申第 261 号の概要

件名	県立高等学校入学者選抜に係る科目別平均点一覧一部非公開の件（諮問第 292 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 13 年度から 16 年度までの入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における各県立高等学校（以下「各高校」という。）全日制課程の合格者の教科別平均点一覧である。		
請求年月日	平成 16 年 6 月 15 日	諾否決定年月日	平成 16 年 6 月 29 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（高校教育課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 特定の集団に属する者に関する情報については、当該情報の性質や集団の性格等から、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 16 年 7 月 15 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、一部非公開とした理由については、各高校の教科別平均点（以下「本件非公開情報」という。）は特定の集団に属する者に関する情報であって、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがある旨説明しているが、本件非公開情報は特定の個人を識別できる情報ではない。</p> <p>また、特定の集団についての懸念は、全くないとは思わないが、現在は高校改革が進んでおり、権利利益を害するという点については現在も高校によってはあり得るけれども、重大視する必要はなく、公開するメリットの方が大きい。</p> <p>2 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、そのようなことはあり得ない。本件非公開情報は、学力検査を受検する県民である中学生及びその保護者にとって、志望校の決定や目標を定める上で大変重要な情報である。本件非公開情報を知ることは、県民の権利であり、本件処分は県民の権利利益を侵害するものにほかならない。</p> <p>3 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、各高校に対する序列意識や予断と偏見を助長し、公開された数値が拡大解釈され、各高校の不当なランク付けにつながり、学力検査の点数中心の受検競争を過熱化させるおそれがある旨説明している。万が一、そうした懸念が存在したとしても、志望校を選択するための情報を知るという権利を上回る重要性を持つものとは考えられない。</p> <p>4 平成 17 年から県立高校の学区制が撤廃され、全県一学区となる中で、県民が県内にどのような高校があるかや志望校にどの程度の合格の可能性があるかを知ることが、志望校を決める上でますます重要になってきている。実施機関でも冊子などで各高校の紹介をしているが、受検についての情報が非常に不足しており、地区や中学校、進学塾に通う生徒と通っていない生徒の間で情報の格差が出てきていることから、公平な情報提供をすべきである。</p> <p>県内どこからでも志望校を選ぶ条件は同じであるという学区制の撤廃の一つの意味が、非公開により損なわれるなら、本件処分は実施機関の施策の実現にとっても不利益になると思量される。</p> <p>5 現状でもだいたい何点位取れば、どの高校に入れるという情報は、受験雑誌などにも掲載されている。序列化は、教育政策の結果であり、特色ある学校づくりが進んでいると考えるならば、危くする必要はない。実際に序列化は存在する。また、特色ある学校づくりを進めるための各高校の特色づくりは進んでいるため、本件非公開情報を公開しても高校改革には逆行せず、また、一概に序列化するとは考えられない。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 8 月 2 日（受理）		
審査会の結論	本件非公開情報を非公開としたことは、妥当である。		



審査会の 判断理由	<p>1 条例第5条第1号該当性について  本件非公開情報から特定の個人が識別することができないことは、実施機関も認めているので、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するかどうか、以下、検討する。  本件非公開情報は、学力検査における各高校の合格者の教科別平均点一覧に記載された各高校の教科別平均点であり、個人の人格と密接に関連する情報とは認められず、公開することにより、実施機関が危惧するような各高校に対する序列化等の問題が生じる可能性を否定することはできないとしても、それによって特定の個人の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。  したがって、本件非公開情報は、条例第5条第1号本文に該当しない。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について  (1) 当審査会で本件請求対象文書を確認したところ、本件請求対象文書には同一問題により実施された学力検査における各高校の合格者の教科別平均点が記載されており、各高校の学力検査結果を比較することが容易であることが認められる。  (2) 不服申立人が主張するとおり、本件非公開情報が学力検査を受検する受検生やその保護者等にとって、志望校の決定や目標を決める上で大変重要な情報であり、さらに平成17年から学区制が撤廃された中では、本件非公開情報が志望校を決める上でますます重要になってきていることは否定できない。  (3) しかし、各高校の偏差値等に係る情報が受験雑誌などに掲載されている事実や、各高校を序列化し、出身校により不公平な就職の採用選考が行われているという記事が特定の雑誌に掲載された事実が現にあることからすると、実施機関が懸念するように、本件非公開情報が公開されることによって、学力検査の結果という数字による各高校に対する評価が先行し、各高校の序列化や予断と偏見を助長するおそれは否定できない。  (4) 実施機関が説明するとおり、各高校の入学選抜に係る選考基準は、各高校の特色を踏まえ、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験などの様々な観点から受検生を評価し、選考しているが、本件非公開情報が公開されると、各高校ごとの選考基準とは別に、主に学力検査の結果を中心に選考を行っているといった誤解を受検生等に与えるおそれがあると考えられる。  (5) 本件非公開情報が公開されると、平均点が低い高校では生徒の心情を傷つけたり、学習に対する意欲を低下させるなど学校教育活動へのマイナス効果を生じさせるおそれや就職活動等への影響が生じるおそれがあるとともに、実施機関が取り組んでいる生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえ、生徒一人ひとりの個性を伸ばすための特色ある高校づくりにも支障を生じるおそれがあると考えられる。  (6) 以上のことからすると、本件非公開情報を公開することは、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。</p>
答申年月日	平成17年4月18日(答申第261号)

情報公開審査会答申第 262 号の概要

件名	特定の保険医療機関に対する個別指導等に関する文書非公開（存否応答拒否）の件（諮問第 282 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の保険医療機関（以下「本件病院」という。）に対する指導及び監査並びに行政処分等の実施の有無並びに実施に関する全文書である。		
請求年月日	平成 16 年 3 月 23 日	諾否決定年月日	平成 16 年 4 月 30 日
諾否の決定内容	公開拒否（存否応答拒否）	実施機関	知事（医療課〔旧介護国民健康保険課〕）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 8 条		
非公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため		
不服申立年月日	平成 16 年 5 月 17 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 条例第 5 条第 2 号及び第 8 条該当の点について</p> <p>医療は人の生命等に重大な影響を及ぼすものであることから、病院への指導等の情報を含む病院に関する情報は、そもそも公開されるべきものであり、本件請求対象文書も条例第 5 条第 2 号ただし書に該当する情報であり、存否を含め公開すべきである。</p> <p>病院に関する情報が公開されるべきものでないとしても、本件病院はその医療行為等に問題がある病院であることから、なお一層同号ただし書に該当するものと考えられる。</p> <p>本件請求対象文書は、医療機関の利用者の選択に関する情報であることから、条例第 5 条第 2 号ただし書に該当し、公開されるべきものであり、また、本件病院自身、指導を受けること自体問題がない旨陳述していることから、仮に非公開事由に該当する情報があれば、部分公開すればよく、存否応答拒否する理由はない。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号及び第 8 条該当の点について</p> <p>仮に個人情報があれば、当該個人情報を除いて公開すればよく、存否応答拒否する理由はない。</p> <p>3 条例第 5 条第 4 号及び第 8 条該当の点について</p> <p>本件病院への指導は既に終了しており、終了している指導に関する文書を公開することがどうして事務事業の支障になるのか理解できない。国との共同指導という事務の性格から、国が保険医療機関を特定した請求には応じないとして非公開としている文書を実施機関が公開すると今後の共同指導の実施を困難にすると実施機関は説明しているが、地方自治の本旨に基づいて、県民利益の観点から、実施機関が独自に判断して公開すればよく、存否応答拒否する理由はない。</p> <p>4 その他</p> <p>本件病院は、その医療行為等に問題がある病院であることから、条例第 7 条の公益上の裁量的公開にも該当するものと考えられる。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 5 月 25 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書を、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件公開請求に対して、本件請求対象文書の存否を答えるだけで非公開情報を明らかにすることになるのか否かについて、以下に検討する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>本件公開請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」は、本件病院に対する指導及び監査並びに行政処分等の実施の有無並びに実施に関する全文書であり、個人を特定した請求ではなく、また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報とは認められないことから、本件請求対象文書の存否を答えるだけでは、非公開事由である個人情報が明らかになるとは考えられない。したがって、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>3 条例第 5 条第 2 号該当性について  本件請求書に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」から判断すると、その存否を答えるだけでは、指導等の実施の有無が明らかになったとしても、国民健康保険法等に照らして問題のある保険診療請求を行っているか否かまでは明らかにならず、本件病院の社会的信用が低下するおそれがあるとは認められない。  したがって、本件請求対象文書の存否を答えても、本件病院の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは考えられないことから、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p> <p>4 条例第 5 条第 4 号該当性について  本件病院に関する請求に対して、国の社会保険事務局と異なる対応をした場合、国の社会保険事務局と実施機関との共同の個別指導事務において、当該個別指導事務の前提となる文書や資料が国の社会保険事務局から共同実施者である実施機関に提出されなくなるなど、事務事業の支障となる懸念があることから、指導等の有無の情報は本号に該当すると実施機関は説明する。  しかし、本件病院に対する指導又は監査は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務であり、同法第 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく基準として平成 12 年 5 月 31 日付けで定められた指導大綱及び監査要綱において共同の事務と規定されていることから、実施機関が説明するような事務事業の支障となる懸念はそもそも考え難い。したがって、条例第 5 条第 4 号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 17 年 5 月 23 日 ( 答申第 262 号 )</p>

情報公開審査会答申第 263 号の概要

件名	温泉利用施設概要一部非公開の件（諮問第 286 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の地区の旅館及び公衆浴場（以下「本件旅館等」という。）に係る温泉利用施設概要である。		
請求年月日	平成 16 年 3 月 2 日	諾否決定年月日	平成 16 年 3 月 17 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 16 年 5 月 18 日	不服申立ての趣旨	条例第 5 条第 2 号に該当するとして非公開とした部分の公開を求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件一部非公開処分（以下「本件処分」という。）の理由は、単に条文の規定をなぞっただけであり、具体的にどのような不利益が生じるのかを説明していない。最高裁判決においても「開示請求者において（中略）非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、（中略）理由付記としては十分ではないといわなければならない」との判断が示されており、本件処分は、上記判決で示された理由付記の要件を満たしていない違法な処分である。</p> <p>2 本件請求対象文書に記載された情報は、本件旅館等の泉質に関する情報であり、本件処分を行うに当たり、本件旅館等に第三者として意見提出の機会を付与すべきであった。本件旅館等の意見を聞かないまま決定した手続には不備があり、本件処分は違法である。</p> <p>3 本件旅館等の中に、泉質に関する情報を積極的に公開していない旅館等が一部あるとしても、本件請求対象文書の公開が顧客の減少を招くとはいえない。確かに、泉質に関する情報は、顧客が旅館等を選ぶ際に重視されるが、立地、料理等重視される判断材料の一つにすぎず、全国各地で温泉の不当表示が発覚している現状では、泉質に関する情報の非公開はむしろ旅館等に対する不信感を助長し、顧客の減少や経営への影響を招くおそれの方が強い。</p> <p>4 本件請求対象文書における加温、加水、循環ろ過装置の有無等の情報は、秘匿する合理的な理由がない「品質等に関する客観的な情報」であり、実施機関が主張する顧客の減少や経営への影響が起こったとしても、それは品質に起因するものであって、事業者が甘受すべきものである。</p> <p>5 消費者が商品・サービスを選択する際に、それらの品質に関する情報は必要不可欠であるが、温泉も消費者が購入する商品・サービスの一つであって、泉質に関する情報の表示や公開は、消費者の賢い選択には欠かせない。本件処分に係る情報は、社会的にも公開が強く要請されるものである。</p> <p>6 温泉というものの性質上、泉質に関する情報は、人の健康・身体・生命にかかわる情報でもあり、公開すべきである。循環ろ過装置の有無が直ちに条例第 5 条第 2 号ただし書に該当するものではないが、本件請求対象文書を公開すれば、社会的注視を浴び、本件旅館等がさらに努力することが期待できるので、本件請求対象文書は同号ただし書に該当する。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 6 月 16 日（受理）		
審査会の結論	<p>1 本件旅館等に係る温泉利用施設概要のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <p>（1）源泉番号、ゆう出地及びゆう出地別の温泉使用量 （2）温泉使用量及び一人当たり温泉使用量 （3）循環ろ過装置の有無、台数及び能力 （4）昇温装置の有無、台数及び使用方法 （5）貯湯槽の有無、台数及び系列</p> <p>2 実施機関は、非公開理由付記の不備を是正すべきである。</p>		

審査会の 判断理由	<p>1 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 泉質に関する情報について</p> <p>消費者が商品・サービスを選択する際に、それらの品質に関する情報は必要不可欠であり、泉質に関する情報についても、消費者の選択には欠かせないものである旨の不服申立人の主張は、理解できる。</p> <p>また、温泉法により掲示が義務づけられている温泉成分等の具体的な掲示項目を定めている温泉法施行規則（以下「規則」という。）が改正され、温泉成分に影響を与える加水、加温、循環ろ過等の項目を新たに掲示することが、本年5月24日より義務づけられることとなっている。</p> <p>以上のことを考え合わせると、本件請求対象文書に記載された情報のうち、次に掲げる情報については、公開することにより、本件旅館等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。</p> <p>ア 循環ろ過装置の有無 イ 昇温装置の有無</p> <p>(2) 本件請求対象文書に記載された情報のうち、次に掲げる情報については、規則の改正により掲示が義務づけられた項目ではないものの、当該項目に類する情報であり、泉質に影響を与える情報であると認められるので、(1)に述べたのと同様の理由により、条例第5条第2号本文には該当しない。</p> <p>ア 源泉番号、ゆう出地及びゆう出地別の温泉使用量 イ 温泉使用量及び一人当たり温泉使用量 ウ 循環ろ過装置の台数及び能力 エ 昇温装置の台数及び使用方法 オ 貯湯槽の有無、台数及び系列</p> <p>(3) 充填機、充填口数、温泉タンク及び販売先（以下「充填機等」と総称する。）に関する情報は、源泉を販売する施設の場合に記載されるものであって、本件旅館等が事業活動を行う上での販売上のノウハウに関する情報に該当する。また、充填機等は、規則の改正により新たに掲示が義務づけられた項目ではなく、また、当該項目に類する情報とも認められず、泉質に影響を与える情報とはいえない。</p> <p>したがって、充填機等は、公開することにより、本件旅館等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 理由付記の不備について</p> <p>当審査会が確認したところ、本件処分に係る決定通知書の「公開することができない理由」欄には、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」と記載されており、条例第5条第2号の条文をそのまま引用したものであることから、本件処分において、いかなる根拠により条例第5条第2号に該当するとされたかを不服申立人が了知することは、困難であるといわざるを得ない。</p> <p>したがって、実施機関は、不服申立人が引用する平成4年12月10日最高裁判所第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）の趣旨に従い、この答申を経て行う決定において、理由付記の不備を是正すべきである。</p> <p>(2) 決定手続の不備について</p> <p>不服申立人は、実施機関が旅館等の第三者に意見照会を行わずに本件処分を行ったことについて、決定手続に不備があると主張するが、当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について、実施機関から意見を求められているのであり、これに影響を与えない不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。</p>
答申年月日	平成17年5月23日（答申第263号）

**情報公開審査会答申第 264 号の概要**

<b>件 名</b>	占有離脱物横領事件に係る行政文書一部非公開の件（諮問第 311 号）		
<b>請求文書の概要</b>	<p>本件請求対象文書は、特定日に特定の警察署で取り扱った自転車の占有離脱物横領事件（以下「本件請求事件」という。）に関して、当該自転車の車体番号から所有者が判明した経緯がわかる行政文書である。</p> <p>実施機関は、本件請求対象文書として表彰上申書（以下「本件表彰上申書」という。）を特定した。</p>		
<b>請求年月日</b>	平成 16 年 8 月 11 日	<b>諾否決定年月日</b>	平成 16 年 8 月 18 日
<b>諾否決定の内容</b>	一部非公開	<b>実施機関</b>	警察本部長
<b>非公開根拠条項</b>	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 6 号		
<b>非公開理由</b>	<p>1 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報及び個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため。</p> <p>2 公開することにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため。</p>		
<b>不服申立年月日</b>	平成 16 年 8 月 30 日	<b>不服申立ての趣旨</b>	本件表彰上申書は本件公開請求の対象文書とは異なる。
<b>不服申立ての理由</b>	<p>1 特定日の昼から午後 5 時までの短時間のうちに、占有離脱物となった自転車の持ち主を警察がどのような方法で特定することができたのかを知りたい。本件請求対象文書となり得るのは、当該自転車の盗難届が、当該自転車の車体番号と客観的に結び付く防犯シール番号が記載された文書又は電磁的記録（以下「防犯シール番号文書等」という。）だけであると考えており、本件表彰上申書とは異なる。</p> <p>2 自転車の被害事実確認のための車体番号や防犯シール番号を使わない別の捜査方法があるという警察の説明については、絶対に納得することはできない。したがって、本件表彰上申書は、警察がねつ造した文書であるから見る必要はない。</p>		
<b>諮問年月日</b>	平成 16 年 9 月 8 日		
<b>審査会の結論</b>	実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として表彰上申書を特定したことは、妥当である。		
<b>審査会の判断理由</b>	<p>1 盗難届及び防犯シール番号文書等について</p> <p>(1) 盗難届について</p> <p>不服申立人の主張する盗難届とは、被害者が捜査機関に対し、被害関係の事実を申告した内容を記した文書という意味であると考えられることから、不服申立人の主張する盗難届は、実施機関が説明する被害届を指すものと認められる。</p> <p>被害届は、刑事訴訟に関する書類に該当するため、条例第 28 条の規定により、条例の規定の適用を受けない。</p> <p>(2) 防犯シール番号文書等について</p> <p>被害品登録は、警察が被害者から各種犯罪の被害申告を受理した際、被害品がある場合に行われる手続であることから、被害申告がなければ、被害品登録は行われない。</p>		

<p><b>審査会の 判断理由 (続き)</b></p>	<p>自転車防犯登録は、正規に自転車を取得した者が登録義務に応じて、自転車防犯協会に自転車販売店を通じて自ら登録を依頼する手続であり、自転車の所有者に関する情報が同協会を通じて警察に届くが、自転車を取得した者が何らかの理由により登録依頼をしない場合等は、自転車防犯登録は行われない。</p> <p>したがって、警察が本件請求事件を認知した時点では、被害品登録及び自転車防犯登録のいずれも未登録であり、防犯シール番号文書等が存在しないとの実施機関の説明については、これを覆す特段の事情もないことから、不合理とはいえない。</p> <p>2 本件請求対象文書について</p> <p>当審査会が本件表彰上申書を確認したところ、本件請求事件に関して、被疑者検挙の功労を賞するための上申内容として、上申者の官職及び氏名、被上申者の官職及び氏名、功労内容、功労結果並びに措置結果が記載され、功労結果欄に当該自転車の車体番号から所有者が判明した経緯が記載されていることが認められる。</p> <p>不服申立人の主張する盗難届は条例の適用を受けず、また、防犯シール番号文書等の存在しないことは前記1(2)に述べたとおりであり、他に本件請求対象文書が存在するとの特段の事情は認められない。</p> <p>以上のことからすると、本件表彰上申書以外に本件請求対象文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</p>
<p><b>答申年月日</b></p>	<p>平成 17 年 5 月 23 日 ( 答申第 264 号 )</p>

情報公開審査会答申第 265 号の概要

件名	県有地・県有施設利用調整会議の議事録非公開の件（諮問第 317 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の日に開催された県有地・県有施設利用調整会議（以下「特定の会議」という。）の議事録のうち、特定の県立高校（以下「本件高校」という。）の不動産の処分に関する部分である。		
請求年月日	平成 16 年 9 月 27 日	諾否決定年月日	平成 16 年 10 月 7 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	知事（財産管理課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 3 号		
非公開理由	県の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 16 年 10 月 13 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、公開を拒む理由として政策形成過程の情報であることを挙げているが、政策形成過程の情報を積極的に公開することこそ、条例の目的にかんがみ重要であると考えられる。</p> <p>今回公開を求めている情報は過去の会議録であり、条例第 5 条第 3 号に該当するものではなく、公開を拒む理由は納得できない。</p> <p>2 県税で作り上げられたすべての情報・行政文書は県民が等しく所有できるという理念に従えば、情報公開請求に対して非公開とできる理由は個人情報の保護等に限定されるべきものである。</p> <p>特定の会議は、県所有の財産、すなわち、県民の等しく所有する財産をどのように処分するかを調整するための会議であり、条例第 5 条第 3 号に該当するという実施機関の非公開理由は、情報公開の理念を著しく逸脱するものといわざるを得ない。</p> <p>また、県民に不正確な理解や無用な誤解を与える可能性がある等の実施機関の説明は、理解できない。実施機関は、非公開理由を具体的に説明する責任を負うべきである。</p> <p>3 政策形成過程前の未成熟な情報でも、情報が公開されるのは県民の権利である。情報を公開することにより、県政を県民に説明する責任が全うできることを、実施機関は認識していないのではないかという疑いをもつ。</p> <p>4 政策形成過程前の調整を担っていると実施機関は説明しているが、政策形成過程とその前の調整との線引きが明確ではなく、非公開理由には当たらない。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 10 月 21 日		
審査会の結論	本件請求対象文書は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <p>（ 1 ）本件請求対象文書は、県有地の有効活用等について、県の機関内部若しくは機関相互における全庁的調整を目的として設置された県有地・県有施設利用調整会議（以下「調整会議」という。）の議事録である。本件請求対象文書には本件高校の不動産の利活用について審議した際の説明資料が添付されている。したがって、本件請求対象文書は、条例第 5 条第 3 号前段でいう「県の機関内部若しくは機関相互＜中略＞における審議、検討又は協議に関する情報」に該当するものと認められる。</p> <p>（ 2 ）当審査会が確認したところ、本件高校の不動産の利活用についての実施機関としての政策決定は、平成 16 年 9 月神奈川県議会定例会において、その処分に関する議案が可決されたことにより、既に終了していることが認められる。</p> <p>（ 3 ）本件高校の不動産の処分については既に政策決定されており、公開しても地価への影響はないと考えられ、実施機関も本件高校の不動産の処分について政策決定された時点では、地価への影響はないと説明していることから、本件請求対象文書に記載された情報は、特定の者に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるものには該当しない。</p>		



審査会  
の  
判断理由  
( 続 き )

- ( 4 ) 仮に本件高校の不動産の処分について調整中の相手方である地方自治体（以下「本件自治体」という。）及び特定の民間法人（以下「本件法人」という。）の運営に影響を及ぼすとしても、それは本件自治体や本件法人などの限られた範囲にとどまるものであって、県民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。
- ( 5 ) 調整会議は県有地及び県有施設の有効活用を図るに当たり、利活用の方向を決定し、その結果をもとに、事業を担当する部局が利活用の具体的な検討に入ることとなっていることを考慮すると、調整会議で出された方向性と最終的な結果が異なることは一般的に想定されることであることから、仮に結果が異なっていたとしても、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。
- ( 6 ) 調整会議は県有地・県有施設の利活用について県としての方向性を決定することから、その構成員が率直に意見交換をし、自由な議論ができる必要があることは認められる。

しかし、調整会議の構成員は、県の施策の方向性を決める立場にいる県職員であり、また、議論の内容等が適切な範囲で公開されることには意義があり、県民からも期待されていることを考慮すると、調整会議における発言の内容が公開されたとしても、そのような立場にいる構成員が自由な意見を述べることをためらうことになるものと一般的に認めることは、困難である。

したがって、議題及び議論の具体的な内容等を考慮して、率直な意見を述べることが困難となることがあり得るかについて、個別具体的に検討することが必要である。

当審査会が確認したところ、本件請求対象文書には、発言者名や具体的な発言内容が記載されているわけではなく、特定の会議で審議された結果が端的に記載されているにすぎないことから、公開することにより、調整会議の構成員による率直な意見交換が阻害されるおそれがあるとは認められない。

- ( 7 ) 以上のことから、本件請求対象文書を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、条例第 5 条第 3 号に該当しない。

## 2 補論

本件請求対象文書の非公開事由として、実施機関は条例第 5 条第 3 号のみを挙げるが、実施機関の説明は、他に同条第 2 号及び同条第 4 号該当性の説明も行っていることと解することも可能であるので、以下検討する。

- ( 1 ) 条例第 5 条第 2 号該当性について

本件請求対象文書には本件法人を特定する情報は入っておらず、仮に他の情報から本件法人を推測できたとしても、本件請求対象文書からは県と調整を行っていたことが明らかになるにすぎず、本件法人の運営に影響を及ぼすとは認められないことから、条例第 5 条第 2 号に該当しない。

- ( 2 ) 条例第 5 条第 4 号該当性について

地方自治体が政策を決定するに当たっては、事前に関係団体等と調整を行うことは当然であり、政策決定がされた現時点において、県と本件自治体との間で事前にならかの調整が行われていたであろうことは、一般的に推測できることである。また、本件自治体もまた、本件自治体の住民に対して説明責任を有することを考慮すると、本件請求対象文書を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼしたり、今後の事務の遂行に支障が生じるとは認められないことから、条例第 5 条第 4 号に該当しない。

答申年月日

平成 17 年 5 月 23 日（答申第 265 号）

情報公開審査会答申第 266 号の概要

件名	県立伊勢原射撃場改築工事に関する図面一部非公開の件(諮問第 201 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、県立伊勢原射撃場改修工事（以下「本件改修工事」という。）に関する文書（図面を含む。）である。		
請求年月日	平成 13 年 5 月 22 日	諾否決定年月日	平成 13 年 6 月 5 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため		
不服申立年月日	平成 13 年 6 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 7 月 18 日		
審査会の結論	本件改修工事に関する図面に記載された設計者（以下「本件設計者」という。）及び設計図面確認者（以下「本件確認者」という。）の印影を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について          本件設計者及び本件確認者の印影は、本件改修工事の設計図面の作成を行った法人の従業員である本件設計者及び本件確認者の印影であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について          本件設計者及び本件確認者の印影は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報とは認められないので、同号ただし書アには該当しない。          なお、建築基準法に規定する建築計画概要書により、設計者の氏名が何人でも閲覧が可能な場合は、設計者の印影については、設計者の氏名を表示するものであることから、同号ただし書アに該当することになり得るが、本件改修工事は県の工事であるため、建築計画概要書は作成されていないため、そのように判断することはできない。</p>		
答申年月日	平成 17 年 7 月 25 日（答申第 266 号）		

情報公開審査会答申第 267 号の概要

件名	県体育指導委員連合会の支出命令票等一部非公開の件(諮問第 208 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 13 年度特定の協議会(以下「本件協議会」という。)分担金外 10 件の文書及び通帳並びに平成 13 年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外 2 件の文書である。		
請求年月日	平成 13 年 8 月 28 日	諾否決定年月日	平成 13 年 9 月 11 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(スポーツ課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため		
不服申立年月日	平成 13 年 9 月 26 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 10 月 3 日		
審査会の結論	平成 13 年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外 2 件の文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。 (1) 物品等の作成を受注し納品した特定の合資会社(以下「本件事業者」という。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件事業者口座情報」と総称する。) (2) 会費、分担金及び参加費の振込先である特定の社団法人、特定の財団法人、特定の協議会及び特定の県民会議(以下「本件社団法人等」と総称する。)の振込先口座の口座名義人の名称のうち、既に他の部分において公開されている名称		
審査会の判断理由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 ア 本件協議会に出席した特定の連合会(以下「本件連合会」という。)の会員の住所及び自宅から会議場までの経路 イ 特定の研究会(以下「本件研究会」という。)の講師の肩書及び氏名(以下「本件講師氏名等」と総称する。) ウ 本件連合会の部会等(以下「本件部会等」という。)に出席した本件連合会の会員の郵便番号、住所、電話番号及び自宅から会議場までの経路並びに本件連合会の顧問の氏名、郵便番号、住所及び電話番号(以下「本件会員等の郵便番号等」と総称する。) エ 特定の県民会議の職員の氏名並びに特定の法人の職員の氏名及び印影 オ 通帳に記載された銀行担当者の印影 (2) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 本件講師氏名等は、地域スポーツの担い手である体育指導委員の資質向上を目指して、他県において開催された本件研究会における講師の肩書及び氏名である。本件研究会の対象者は体育指導委員であり、一定の者に限定されていることから、不特定多数の人を対象にして開催された研究会とは認められない。 したがって、本件講師氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しない。		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(3) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について  本件連合会は市町村ごとに結成された体育指導委員協議会を構成団体として組織されており、会員は体育指導委員協議会に所属する体育指導委員である。体育指導委員は非常勤公務員であるが、本件部会等に出席した本件連合会の会員は体育指導委員の職務として出席したわけではなく、本件連合会の顧問は元体育指導委員であり、現在は非常勤公務員ではないことから、本件会員等の郵便番号等は、公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、平成13年度国民体育大会神奈川県選手団ユニホーム作成事業補助金伺い外2件の文書には、本件事業者が受注し納品した代金の振込先として本件事業者口座情報が記載され、本件社団法人等に対する会費等の振込先として本件社団法人等の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件社団法人等口座情報」と総称する。)が記載されていることが認められる。  したがって、本件事業者口座情報及び本件社団法人等口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。  しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件事業者口座情報及び本件社団法人等口座情報の管理状況について検討する。</p> <p>(2) 本件事業者は、写真現像等を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件事業者口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件事業者は、不特定多数の者が本件事業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。  したがって、本件事業者口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>(3) 本件社団法人等口座情報は、本件社団法人等の会費等の振込先として指定する趣旨で記載されたものであることを考慮すると、本件社団法人等口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認している特段の事情は認められない。  したがって、本件社団法人等口座情報のうち、本件請求対象文書の他の部分において既に公開されている口座名義人の名称を除く部分については、これを公開することにより、本件社団法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年7月25日(答申第267号)</p>

情報公開審査会答申第 268 号の概要

件名	県体育スポーツ振興期成会の支出命令票等不存在の件（諮問第 209 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の連合会（以下「本件連合会」という。）に対する平成 13 年度の神奈川県（以下「県」という。）の支出関係文書（以下「連合会に対する支出関係文書」という。）</li> <li>2 特定の期成会（以下「本件期成会」という。）に対する平成 13 年度の県の支出関係文書（以下「期成会に対する支出関係文書」という。）</li> <li>3 本件期成会の平成 13 年度の支出関係文書（以下「期成会の支出関係文書」という。）</li> </ol>		
請求年月日	平成 13 年 8 月 28 日	諾否決定年月日	平成 13 年 9 月 11 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連合会に対する支出関係文書については、本件公開請求時点では、本件連合会に対する支出を行っておらず、作成していないため存在しない。</li> <li>2 期成会に対する支出関係文書については、平成 13 年度の本件期成会に対する県からの支出はないため存在しない。</li> <li>3 本件期成会は県教育委員会とは別の団体であって、期成会の支出関係文書を実施機関では管理していないため、存在しない。</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 13 年 9 月 26 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 10 月 3 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 連合会に対する支出関係文書について 当審査会が実施機関に確認したところ、本件連合会に対する支出は毎年 12 月頃行っており、平成 13 年度についても当該年度の 12 月に支出していることが認められる。 したがって、本件公開請求時点では、支出を行っていないため、連合会に対する支出関係文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</li> <li>2 期成会に対する支出関係文書について 当審査会が実施機関に確認したところ、本件期成会に対する支出は平成 13 年度には行われていないことが認められる。 したがって、期成会に対する支出関係文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</li> <li>3 期成会の支出関係文書について 本件期成会は、県教育委員会及び県内各市町村教育委員会で構成され、その役員も市町村教育委員会の職員が就任しており、県教育委員会とは別個の独立した団体であると認められる。また、実施機関の職員が本件期成会の業務に従事する場合は、実施機関の職員としての本来の業務と区別するために職務専念義務の免除を受けており、さらに本件期成会の文書は、本件期成会の事務局業務に従事する実施機関の職員が実施機関の管理する行政文書とは別に本件期成会の文書として管理している。こうしたことからすると、本件期成会が作成した文書は、実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、実施機関が管理する文書とは認められない。 以上のことからすると、期成会の支出関係文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</li> </ol>		
答申年月日	平成 17 年 7 月 25 日（答申第 268 号）		

情報公開審査会答申第 269 号の概要

件名	国体旅費に係る差額の通帳等不存在の件(諮問第 211 号)		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次のとおりである。</p> <p>ア 国体旅費に係る差額（約 2,824 万円）が記載された金融機関の通帳（以下「差額通帳」という。）</p> <p>イ 国体旅費に係る残金、差額、県に返還すべき金員について記載されたメモ、封筒、ノート等文書（以下「残金等文書」という。）</p>		
請求年月日	平成 13 年 9 月 21 日	諾否決定年月日	平成 13 年 10 月 4 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条	-		
非公開理由	本件請求対象文書を管理しておらず、存在しないため		
不服申立年月日	平成 13 年 10 月 15 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件請求対象文書を管理していないとして公開を拒んだ処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>2 教育委員会は、本件公開請求に係る行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）に記載された「約 2,824 万円が記載された通帳」がないので、差額通帳は存在しないと主張するが、教育委員会は平成 4 年度から平成 8 年度までの国体旅費に係る差額が約 2,824 万円であることを認めているので、差額通帳は存在しないとする教育委員会の主張には無理がある。</p> <p>3 教育委員会は、本件請求対象文書に係る訴訟の中で、日時・金額等を記載した現金管理用封筒やメモを金庫に入れて管理していたと認めたにもかかわらず、スポーツ課の移転時に金庫内の封筒やメモを紛失したと称し、当時のスポーツ課の課長代理に通帳・封筒・メモの不存在を証言させたが、同課長代理の陳述書は教育委員会が作成したもので、同課長代理は作成に関与していないと自白している。</p> <p>4 差額通帳を紛失した場合、教育委員会は金融機関から入手できたことから、不存在としたことは条例違反である。</p>		
諮問年月日	平成 13 年 11 月 8 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 差額通帳について</p> <p>(1) 国民体育大会の派遣旅費については、不適切な会計処理が指摘されたことから、国民体育大会派遣旅費調査委員会が教育委員会内に設置され、同調査委員会は、平成4年度から8年度までの5か年度の間について夏季・秋季・冬季のすべての大会について調査を行い、平成9年7月に調査結果を公表している。</p> <p>(2) 当審査会がこの調査結果を確認したところ、本件請求書に記載された「国体旅費に係る差額(約2,824万円)」とは、現地行動費として事務局が一括保管した額に関して平成4年度から8年度までの5か年度の間に保管した金額を合計した金額(以下「合計金額」という。)を指すものと考えられるが、合計金額のうち、その大部分が会場間の移動経費、会議等経費、昼食代・夜食代、通信運搬費などの現地行動費に充てられ、残りが不適切な経費であったと報告されている。</p> <p>(3) このように、合計金額の大部分が現地行動費に充てられていることからすると、合計金額の全額が他の用途に支出されることなく金融機関の通帳に入金されて記載されたとは考え難く、また、差額通帳は存在しないとの実施機関の説明に反する特段の事情も認められない。</p> <p>(4) 不服申立人は、差額通帳を紛失した場合、教育委員会は金融機関から入手できたことから、不存在としたことは条例違反である旨主張しているが、実施機関は、差額通帳を紛失したのではなく、当初から存在しないと説明している。</p> <p>(5) 以上のことから、差額通帳は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。</p>
<p>審査会の 判断理由 (続 ぎ)</p>	<p>2 残金等文書について</p> <p>(ア) 不服申立人は、本件請求対象文書に係る訴訟の中で、教育委員会は当時のスポーツ課の課長代理に残金等文書の不存在を証言させたが、同課長代理の陳述書は教育委員会が作成したもので、同課長代理は作成に関与していないと告白していると主張している。</p> <p>しかし、当審査会が確認したところ、当該訴訟に係る横浜地裁における証人尋問において、当時のスポーツ課の課長代理は、陳述書は同課長代理が下書きしたものをスポーツ課の職員が清書し、同課長代理が内容を確認した上で記名捺印したことを証言しており、不服申立人の主張を裏付ける事実は認められない。また、残金等文書の存在を示すような特段の事情も認められない。</p> <p>(イ) 以上のことから、残金等文書は存在しないとの実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年7月25日(答申第269号)</p>

情報公開審査会答申第 270 号の概要

件名	全国体育施設研究協議大会の文書等一部非公開の件(諮問第 215 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 11 年度及び同 12 年度県立体育センターの旅費に係る執行伺票及び支出命令票並びに全国体育施設研究協議大会に係る文書一切(平成 11 年度分)である。		
請求年月日	平成 13 年 10 月 9 日	諾否決定年月日	平成 13 年 11 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(体育センター)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 30 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 12 月 27 日		
審査会の論結	1 平成 11 年度及び同 12 年度県立体育センターの旅費に係る執行伺票及び支出命令票のうち、職員の給料表は、公開すべきである。 2 全国体育施設研究協議大会に係る文書一切(平成 11 年度分)のうち、物品・看板・印刷物等の作成を受注し納品した業者及び会議室の使用を認めた特定の財団法人等(以下「本件法人」と総称する。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件法人口座情報」と総称する。)は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。 ア 職員の職員番号、職員の給料表及び職員の級・号給 イ 体育センター運営協議会委員名簿の委員の住所及び電話番号並びに学校体育実技指導者講習会受講者名簿の年齢 ウ 生涯スポーツ指導者研修セミナーにおける講師の振込先口座の金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号及び口座名義人の名称 エ 実行委員、講師及び司会の住所並びに講師の謝金並びに実行委員会の代理出席者の氏名 オ 請求書・領収書等に記載された法人担当者の氏名又は印影並びに宅配便の届出先及び取扱者の氏名 (2) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について 職員の給料表は、職員に支給する給与の額を決定するために、職員の職種に応じて定められているもので、旅費執行における旅費の算定の前提となるものである。この職員の給料表は、特定個人の所得を推測できる情報ではなく、また、当該職員がどの職種の職員として採用されたかは、県民に対する説明責任から明らかにすべき情報と解される。したがって、職員の給料表は、慣行として公にすることが予定されている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。 (3) 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について 職員の職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用される情報であるとともに、個人の神奈川県採用年度等を推測することができる情報である。また、職員の級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、職員の職員番号及び職員の級・号給は、公務員の情報ではあるが、当該公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。		



<p>審査会の 判断理由 (続 ぎ)</p>	<p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、全国体育施設研究協議大会に係る文書一切(平成11年度分)には、本件法人が受注し納品した代金や会議室使用料の振込先として、本件法人口座情報が記載されていることが認められる。</p> <p>したがって、本件法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。</p> <p>しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件法人口座情報の管理状況について検討する。</p> <p>(2) 本件法人は、大会プログラム等の印刷、看板作成、物品等の販売を行う一般的な業者や会議室を有料で貸し出す財団法人等であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件法人口座情報を知らせる特段の事情は認められないことから、本件法人は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。</p> <p>したがって、本件法人口座情報は、これを公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められないので、条例第5条第2号本文に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年7月25日(答申第270号)</p>

情報公開審査会答申第 271 号の概要

件名	旅費執行伺一部非公開の件（諮問第 216 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 11 年度分及び 12 年度分の県立体育センターを用途地とした旅費執行伺である。		
請求年月日	平成 13 年 10 月 9 日	諾否決定年月日	平成 13 年 10 月 23 日及び 11 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	特定の個人が識別されるため		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 12 月 26 日		
審査会の結論	平成 11 年度分及び 12 年度分の県立体育センターを用途地とした旅費執行伺のうち、職員の給料表は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について          本件請求対象文書に記載された職員の職員番号、職員の給料表及び職員の級・号給は個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について          職員の給料表は、職員に支給する給与の額を決定するために、職員の職種に応じて定められているもので、旅費執行における旅費の算定の前提となるものである。この職員の給料表は、特定個人の所得を推測できる情報ではなく、また、当該職員がどの職種の職員として採用されたかは、県民に対する説明責任から明らかにすべき情報と解される。したがって、職員の給料表は、慣行として公にすることが予定されている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について          職員の職員番号は、職員の人事・給与等の管理に関して個人を識別するために使用される情報であるとともに、個人の神奈川県採用年度等を推測することができる情報である。また、職員の級・号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、職員の職員番号及び職員の級・号給は、公務員の情報ではあるが、当該公務員個人の私的な情報というべきであり、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められず、同号ただし書ウには該当しない。</p>		
答申年月日	平成 17 年 7 月 25 日（答申第 271 号）		

情報公開審査会答申第 272 号の概要

件名	スポーツ・ボランティアバンク関係書類一部非公開の件（諮問第 217 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、スポーツボランティアバンク事業に係る文書一切（平成 13 年度分）である。		
請求年月日	平成 13 年 11 月 1 日	諾否決定年月日	平成 13 年 11 月 15 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（スポーツ課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 13 年 11 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 13 年 12 月 26 日		
審査会の結論	<p>かながわスポーツボランティア情報誌「すきっぷ 21」（以下「本件情報誌」という。）第 4 号の作成（以下「本件情報誌作成」という。）伺い及び事務用品購入執行伺い（以下「情報誌作成等文書」と総称する。）のうち、次に掲げる情報は、公開すべきである。</p> <p>1 受注した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「本件業者口座情報」と総称する。）</p> <p>2 入札調書の予定価格（以下「本件予定価格」という。）</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>ア スポーツボランティアバンクに登録している個人（以下「登録者」という。）の住所、郵便番号及び電話番号</p> <p>イ 登録者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称</p> <p>ウ 登録者の活動辞退の理由</p> <p>エ スポーツボランティアバンク事務局員（以下「事務局員」という。）の住所</p> <p>オ 事務局員の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称</p> <p>カ 情報誌作成の入札に参加した業者の従業員氏名</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>スポーツボランティアバンク自主運営準備会の会場使用料執行伺い及びボランティア報償費執行伺い（以下「準備会使用料等文書」と総称する。）に記載された登録者の氏名は、スポーツボランティア情報誌編集会議に係る報償費執行伺いに記載された登録者の氏名とは異なり、本件情報誌に記載されたことはなく、その他、不特定多数の者が知り得る特段の事情は認められない。</p> <p>したがって、準備会使用料等文書に記載された登録者の氏名は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 ぎ)</p>	<p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、情報誌作成等文書には、情報誌作成及び事務用品納入を受注した業者(以下「本件業者」という。)が受注し納品した代金の振込先として本件業者口座情報が記載されていることが認められる。</p> <p>したがって、本件業者口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。</p> <p>しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合は、これを公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件業者口座情報の管理状況について検討する。</p> <p>(2) 本件業者は、印刷製本や事務用品の納入を扱う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数の者が顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って本件業者口座情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件業者は、不特定多数の者が本件業者口座情報を知ることを容認しているものと考えられる。</p> <p>したがって、本件業者口座情報は、これを公開することにより、本件業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないものと考えられるので、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について</p> <p>本件情報誌作成は既に完成している製品の購入ではなく、将来において同種の情報誌作成があったとしてもその内容が全く同一ということはありません。本件予定価格を公開しても、将来の予定価格を予測することには限界があると考えられる。</p> <p>一方、予定価格を公開することにより、入札等が公正かつ適正に遂行されたかどうかを検討する機会が得られることは有益であり、結果として、談合を防止する効果も期待し得ると考えられる。</p> <p>また、現在では、実施機関は本件情報誌を作成していないことから、本件予定価格を公開することにより、入札等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。</p> <p>したがって、本件予定価格は、条例第5条第4号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年7月25日(答申第272号)</p>

情報公開審査会答申第 273 号の概要

件名	県立伊勢原射撃場リフト維持管理費用に関する文書等不存在の件(諮問第 222 号)		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次のとおりである。</p> <p>1 県立伊勢原射撃場(以下「本件射撃場」という。)敷地内に建立の石碑「銀の碑」(以下「本件碑」という。)についての「銀」の由来に関する文書(以下「銀」の由来に関する文書」という。)</p> <p>2 本件射撃場内に設置されたリフトについての設置以来の維持・管理費用に関する文書(以下「リフトの維持・管理費用に関する文書」という。)</p> <p>3 本件射撃場内における被弾被害に伴う修理費用等に関する文書(以下「被弾被害の修理費用等に関する文書」という。)</p>		
請求年月日	平成 14 年 3 月 11 日	諾否決定年月日	平成 14 年 3 月 25 日
諾否の決定内容	公開拒否(文書不存在)	実施機関	教育委員会(スポーツ課)
非公開根拠条項	-		
非公開理由	<p>1 「銀」の由来に関する文書は取得しておらず存在しないため、不存在決定を行った。</p> <p>2 リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書は、実施機関で管理している文書でないため、不存在決定を行った。</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 4 月 3 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を不存在とした処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 4 月 30 日(受理)		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 「銀」の由来に関する文書について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、本件碑は、かつて、特定の協会が実施機関の建設許可を得て設置した後、当該協会から実施機関に対し寄付の申出があり、実施機関が寄付を受け入れたものであることが認められる。そして、建設許可から寄付の受入れに至る一連の文書を確認したところ、これらの文書には「銀」の由来を推測し得る部分はあるが、これらの文書は本件請求対象文書と同時に公開請求を受け、既に不服申立人に対して公開されており、公開された文書以外に「銀」の由来に関する記述は見当たらないことが認められる。</p> <p>(2) 「銀」の由来に関する文書の公開請求は、既に不服申立人に公開された「銀」の由来を推測し得る記載のある文書とは別に公開請求されており、前述したように、既に不服申立人に公開された文書以外に「銀」の由来に関する文書が存在せず、他に「銀」の由来に関する文書が存在することを示す特段の事情は認められないことから、「銀」の由来に関する文書は存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</p> <p>2 リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、神奈川県立伊勢原射撃場条例第 8 条において、本件射撃場の管理に関する事務のうち、本件射撃場の利用に関する事務(利用の制限に関する事務を除く。)及び維持管理に関する事務は、特定の財団法人(以下「本件財団法人」という。)に委託することが定められ、同条例第 4 条第 3 項において、本件射撃場の利用料金は、管理受託者の収入とすることが定められていることが認められる。また、神奈川県と本件財団法人が締結した神奈川県立伊勢原射撃場管理運営委託契約書第 4 条において、本件財団法人が行う委託事務の執行に必要な費用は、本件財団法人が収受した利用料金の収入をもって充てると定められていることから、本件財団法人は、本件射撃場の利用料金を収入とすることにより、本件射撃場の維持管理等を行っており、その費用については本件財団法人が支出していることが認められる。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(2)以上のことから、本件射撃場のリフトの維持及び管理並びに被弾被害の修理に関して支出を行っているのは本件財団法人であり、リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書を管理しているのも本件財団法人であることが認められ、他に実施機関の説明に反する特段の事情も認められないことから、リフトの維持・管理費用に関する文書及び被弾被害の修理費用等に関する文書を管理していないとの実施機関の説明は、納得できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 17 年 7 月 25 日 ( 答申第 273 号 )</p>

情報公開審査会答申第 274 号の概要

件名	情報公開課に係る事務分担表不存在の件(諮問第 225 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 9 年度から 11 年度までの情報公開課の事務分担表である。		
請求年月日	平成 14 年 5 月 27 日	諾否決定年月日	平成 14 年 6 月 6 日
諾否の決定内容	公開拒否(文書不存在)	実施機関	知事(情報公開課)
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件請求対象文書は、保存期間満了により既に廃棄されているため、存在しない。		
不服申立年月日	平成 14 年 6 月 10 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を存在しないとして公開を拒んだ処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 6 月 14 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>当審査会において、神奈川県行政文書管理規則を確認したところ、同規則第 9 条第 2 項は、行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならないと規定しており、別表で、「事務分担表」は「1 年保存とするもの」の行政文書の類型の欄に記載されている。</p> <p>したがって、本件請求対象文書の保存期間は 1 年であることが認められ、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</p>		
答申年月日	平成 17 年 7 月 25 日(答申第 274 号)		

情報公開審査会答申第 275 号の概要

件名	知事への手紙非公開の件(諮問第 309 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 16 年 3 月頃に提出された「知事への手紙」(特定の区画整理事業区内の違反転用について)である。		
請求年月日	平成 16 年 6 月 7 日	諾否決定年月日	平成 16 年 6 月 21 日
諾否の決定内容	非公開	実施機関	知事(広報県民課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 特定の個人が識別される又は特定の個人は識別されないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 県が行う事業に関する情報であって、公開することにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 16 年 8 月 11 日	不服申立ての趣旨	条例第 5 条第 4 号に該当するとして非公開とした部分の公開を求める。
不服申立ての理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号に該当するというためには、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、公益的な公開の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められており、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されている。</p> <p>非公開処分は、情報を公開することによって事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる理由について具体的な説明がないし、本件請求対象文書を公開しても、県の機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。</p> <p>2 神奈川県県民部広報県民課のホームページでは、「知事への手紙」及びそれに対する回答の一部を公開していることから、条例第 5 条第 4 号に該当するという処分は違法である。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 8 月 25 日(受理)		
審査会の結論	本件請求対象文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>&lt; 条例第 5 条第 4 号該当性について &gt;</p> <p>1 「知事への手紙」制度は、県政に対する県民の参加を推進し、県政を県民とのパートナーシップによりつくりあげていく趣旨で設けている制度で、知事に寄せられた提案、意見、苦情等に対する県の取組や考え方を提案者に知事名で回答する個別広聴制度である。</p> <p>この「知事への手紙」制度において、提案者は「わたしの提案」専用封書、ファックス、電子メール及び一般の封書等により、知事あてに信書を提出するのであり、その信書の内容がそのまま公開されることは提案者の予想するところではない。</p> <p>したがって、仮に氏名等に限らず提案内容等が公開されることになると、情報の秘匿性を前提とした「知事への手紙」制度に対する県民の信頼を失い、多くの県民が「知事への手紙」制度を通じた意見発信をためらう結果を招来することは明らかである。</p> <p>2 知事への手紙の一部は、その要旨が、神奈川県のホームページの「声のひろば」に掲載されているものの、その内容は要旨のみにとどめる等、提案者や提案に関係する第三者に対する憶測や推定が働く余地がないように配慮されており、提案者の信書の全部又は一部がそのまま公表されるような運用がされている事実は認められない。</p> <p>3 以上のことから、本件請求対象文書を公開することは、県民から広く意見を聞き、開かれた県政の推進を目的とする「知事への手紙」事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p>		
答申年月日	平成 17 年 7 月 25 日(答申第 275 号)		



情報公開審査会答申第 276 号の概要

件名	特定の審査請求に関する県税事務所長の知事説明書類非公開（存否応答拒否）の件（諮問第 257 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、不服申立人である特定の法人（以下「本件法人」という。）が提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について県税事務所長が神奈川県知事（以下「知事」という。）に説明した書面である。		
請求年月日	平成 15 年 1 月 28 日	諾否決定年月日	平成 15 年 2 月 10 日及び 14 日
諾否の決定内容	公開拒否（存否応答拒否）	実施機関	知事（税務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号及び第 7 号並びに第 8 条		
非公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、地方税法第 22 条の規定により公開できない情報であり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため		
不服申立年月日	平成 15 年 2 月 20 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 条例第 5 条第 2 号及び第 8 条該当の点について</p> <p>行政不服審査法における審査請求手続と条例に基づく情報公開手続とは別のものであると認識しているが、本件審査請求は、徴税手続に対するものであり、強権を発動した行政には説明義務があり、徴税手続における経過を説明した本件請求対象文書は、納税者の知る権利の対象である。また、本件請求対象文書は、そもそも審査請求手続において請求しなくとも審査請求人に提出されるべきものであり、さらに、税の公明、公正の見地からも事例として本件請求対象文書を積極的に公開することを当初から求めている。</p> <p>また、徴税手続である差押えの事実が業界に知れると、被差押者の倒産という可能性も想定されることから、本件請求対象文書は、条例第 5 条第 2 号ただし書の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し、存否を含め本件請求対象文書の公開をすべきであるから、条例第 8 条に該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 7 号及び第 8 条該当の点について</p> <p>実施機関は、納税者である県民に対して徴税手続の経緯を明確に説明する当然の責任を有するのであるから、地方税法第 22 条が、差押宣告を受けた審査請求人の知る権利を妨げることはなく、本件請求対象文書は、条例第 5 条第 7 号及び第 8 条に該当しない。</p>		
諮問年月日	平成 15 年 5 月 29 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 8 条該当性について</p> <p>本件公開請求に対して、本件請求対象文書の存否を答えるだけで非公開情報を明らかにすることになるのか否かについて、以下に検討する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>本件請求対象文書の公開請求書に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」から判断すると、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけでは、本件法人が審査請求したという事実が明らかになるにすぎない。</p> <p>当該事実は、単に、本件法人が行政不服審査法に基づき権利行使したことを示すものであり、審査請求の内容が明らかになるわけでもないことから、本件法人の信用や社会的評価に影響を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>したがって、本件請求対象文書の存否を答えても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは考えられないことから、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>3 条例第 5 条第 7 号該当性について          地方税法第 22 条は、地方税の調査事務に従事する公務員の守秘義務を定めたもので、同条の秘密とは、非公知の事項であって秘密として保護する客観的に相当の利益を有するものと認められるものをいうと解される。          本件請求対象文書が存在しているか否かを答えた場合、本件法人が審査請求したという事実が明らかになるが、この事実は、地方税に関する調査により税務職員が知ることができた秘密ではないことから、地方税法第 22 条に規定する「秘密」とは認められない。          したがって、本件請求対象文書の存否を答えても、法令等の規定により公開することができないとされている情報を公開することになるとまでは認めることができないことから、条例第 5 条第 7 号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 17 年 8 月 10 日 ( 答申第 276 号 )</p>

情報公開審査会答申第 277 号の概要

件名	特定の警察署で受理した仕事上のトラブルに関する 110 番事案内容一部非公開の件（諮問第 315 号）		
請求文書の概要	平成 13 年 6 月中に特定の警察署が受理した仕事上のトラブルに関する 110 番通報事案について、通報内容をコンピュータ端末から出力し、さらに警察官が現場で把握した状況や措置結果等を書き込んだ文書の写しである。		
請求年月日	平成 16 年 8 月 12 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 16 日
諾否決定の内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 16 年 9 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件請求対象文書の非公開部分を公開するとともに、本件請求対象文書に決裁印を押している署長、副署長、担当次長、課長及び課員（以下「署長等」と総称する。）の氏名及び住所を明らかにしてほしい。</p> <p>2 本件請求対象文書に係る 110 番通報は事実ではなく、自分は通報していないのに、あたかも通報したかのようにでっち上げられた。</p> <p>警察は、事実のない 110 番事案の書類を作っているのに、署長等を刑法第 156 条の虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪で告訴するために、印影など消さないで、住所、氏名等を全部教えてもらいたい。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 10 月 7 日		
審査会の結論	特定の警察署で受理した仕事上のトラブルに関する 110 番事案内容を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）本件請求対象文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>ア 警部補以下の警察官の氏名及び印影</p> <p>イ 通報者の住所、氏名、生年月日、年齢及び電話番号</p> <p>ウ 関係者の住所、氏名、生年月日及び年齢</p> <p>エ 通報者及び関係者の職業に関する情報</p> <p>オ 発生場所の居宅住所、名前及び電話番号</p> <p>（2）本件請求対象文書のうち、通報者と関係者のトラブルの内容は、自己の内心を吐露したものなど個人の人格と密接に関係する情報であるため、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>当審査会で調査したところ、昭和 46 年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和 48 年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。</p> <p>したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の氏名及び印影は同号ただし書イに該当しない。</p>		
答申年月日	平成 17 年 8 月 10 日（答申第 277 号）		

情報公開審査会答申第 278 号の概要

件名	県民からの電話対応記録等一部非公開の件（諮問第 316 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 16 年 9 月 3 日午後廃棄物対策課課長代理（以下「本件課長代理」という。）と不服申立人が電話で交わした会話及び不服申立人が本件課長代理に対して廃棄物対策課長（以下「本件課長」という。）へ伝えるよう依頼した内容が本件課長へ伝えられなかったこと理由を示す記録である。		
請求年月日	平成 16 年 9 月 8 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 13 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	知事（廃棄物対策課）
非公開根拠条	-		
非公開理由	本件請求対象文書は、作成していないため、存在しない。		
不服申立年月日	平成 16 年 10 月 13 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 行政担当者の日常業務は、公金により行われることを考えると、本件請求対象文書に係る行為が、公金を用いて執行されたと外部に対して表示する必要がある場合、録音テープやそれに基づくテープ起し文書、また、他の手段のない場合、電話を受けた人のメモや記憶によっても、本件請求対象文書を作成し、公開請求の対象とすべきである。</p> <p>2 実施機関は、不存在を理由として公開拒否処分を行っているが、電話を受ける行為のみならず、不服申立人からの依頼に対する処理をいかに本件課長代理が行ったかという点については、不服申立人の知る権利を保障すべきである。</p> <p>3 実施機関は、軽易なものについては文書を作成しなくともよいと説明しているが、担当者が軽易なものとは判断すると公開されないことになる。知事の名前で公開・非公開の決定をしているのであるから、軽易なものとは判断した資料が何かあるはずである。</p> <p>4 公開拒否処分は、行政の怠慢及び隠ぺい体質をこ塗するために行われた不当なものである。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 10 月 19 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書を作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 事務処理に当たっては、神奈川県行政文書管理規則第 6 条に基づき、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならないが、本件課長代理と不服申立人が電話で交わした会話の内容は、本件課長から不服申立人に対して電話をかけてほしい旨の依頼であり、こうしたものまでも行政文書として作成しなければならないとは解されず、実施機関の説明が不合理とはいえない。</p> <p>2 また、実施機関は、不服申立人の依頼内容については、本件課長代理が口頭で本件課長に伝えたことと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められない。したがって、本件課長に伝えていない事実がない以上、伝えていない理由を示す記録も存在しないとする実施機関の説明が不合理とはいえない。</p> <p>3 以上のことから、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明は、納得できる。</p>		
答申年月日	平成 17 年 8 月 10 日（答申第 278 号）		

情報公開審査会答申第 279 号の概要

件名	県民からの電話対応記録等不存在の件（諮問第 318 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次のとおりである。</p> <p>1 平成 16 年 9 月 1 日午前に不服申立人が総務部人事課の特定の職員（以下「本件人事課職員」という。）に対して電話にて依頼した内容を同日本件人事課職員が環境農政部廃棄物対策課長（以下「本件課長」という。）に伝えて聴取した内容を示す一切の記録（以下「9 月 1 日文書」という。）</p> <p>2 平成 16 年 9 月 3 日午後日本件人事課職員と不服申立人が電話で交わした会話の内容を示す記録（以下「9 月 3 日文書」という。）</p>		
請求年月日	平成 16 年 9 月 7 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 16 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	知事（人事課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件請求対象文書は、作成していないため、存在しない。		
不服申立年月日	平成 16 年 10 月 13 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 行政担当者の日常業務は、公金により行われることを考えると、本件請求対象文書に係る行為が、公金を用いて執行されたと外部に対して表示する必要がある場合、録音テープやそれに基づくテープ起し文書、また、他の手段のない場合、電話を受けた人のメモや記憶によっても、本件請求対象文書を作成し、公開請求の対象とすべきである。</p> <p>2 実施機関は、不存在を理由として公開拒否処分を行っているが、電話を受ける行為のみならず、不服申立人からの依頼に対する処理をいかに本件人事課職員が行ったかという点については、不服申立人の知る権利を保障すべきである。</p> <p>3 実施機関は、軽易なものについては文書を作成しなくともよいと説明しているが、担当者が軽易なものとは判断すると公開されないことになる。知事の名前で公開・非公開の決定をしているのであるから、軽易なものとは判断した資料が何かあるはずである。</p> <p>4 9 月 1 日文書には、不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録も請求対象に含まれる。実施機関が、人事課と廃棄物対策課とのやりとりの記録に請求対象を限定したのは、請求趣旨の読み違いである。</p> <p>5 公開拒否処分は、行政の怠慢及び隠ぺい体質をこ塗するために行われた不当なものである。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 10 月 22 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書を作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件請求対象文書について</p> <p>不服申立人は、本件公開請求のうち、9 月 1 日文書に関する実施機関の請求対象文書の特定は誤っており、不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録も本件公開請求に含まれると主張している。</p> <p>しかし、本件公開請求に係る行政文書公開請求書に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」から判断すると、不服申立人が請求対象としたのは、平成 16 年 9 月 1 日午前に本件人事課職員に対して電話にて依頼した内容を同日本件人事課職員が本件課長に伝えて聴取した内容を示す一切の記録であると認められる。不服申立人が主張しているような不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録が、本件公開請求時において、請求対象文書に含まれる趣旨であったものと認めることはできない。したがって、実施機関が、9 月 1 日文書に、不服申立人と本件人事課職員とのやりとりの記録を含めないとする判断を行ったことは、不合理であるとはいえない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>2 本件請求対象文書の存否について  事務処理に当たっては、神奈川県行政文書管理規則第6条に基づき、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならないが、9月1日文書に係る会話の内容は、不服申立人から問い合わせがあったことの伝達や、不服申立人の問い合わせに対する窓口の確認であり、9月3日文書に係る会話の内容は、不服申立人の問い合わせに対する県の窓口が廃棄物対策課になることの不服申立人への伝達であるため、こうしたものまでも行政文書として作成しなければならないとは解されず、実施機関の説明が不合理とはいえない。したがって、本件請求対象文書を作成していないとする実施機関の説明は、納得できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年8月10日(答申第279号)</p>

情報公開審査会答申第 280 号の概要

件名	火薬類（煙火）消費許可申請書等一部非公開の件（諮問第 325 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の花火の打揚げ（以下「本件打揚げ」という。）に係る火薬類（煙火）消費許可申請書及びその添付書類である。		
請求年月日	平成 16 年 8 月 12 日	諾否決定年月日	平成 16 年 8 月 25 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事( 地域県政総合センター 旧地区行政センター )
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 16 年 10 月 22 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の年齢は、本人がインターネット上で公表しているため、公知のものであり、公開すべきである。</p> <p>2 煙火打揚従事者は、会社法人に対して認められている資格であるので、煙火打揚従事者名簿に記載された情報は、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない。</p> <p>3 情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、大阪地裁平成 4 年（行ウ）第 47 号事件の平成 9 年 3 月 25 日判決及び東京高裁平成 13 年（行コ）第 67 号・同第 114 号事件の平成 13 年 12 月 20 日判決に見られる、今日の司法の判断の基準である。</p> <p>したがって、煙火打揚従事者名簿及び煙火打上従事者一覧表（以下「煙火打揚従事者名簿等」と総称する。）に記載された氏名、更新年月日及び交付年月日は、それが公開されても、プライバシー又は個人生活に関する権利や利益が侵害されることになるとはおよそ考えられないことから、公開すべきである。</p> <p>また、煙火打揚従事者名簿等に記載された住所、年齢及び生年月日の一部については、法人登記簿に記載されていたり、インターネット等に自ら公表している事実があり、こうした情報は、公知情報として公開されるべきである。</p> <p>4 逗子市などの自治体では、煙火打揚従事者名簿等に記載された氏名等について、当日の煙火打揚従事予定者以外の氏名等も、情報公開を行っている。</p> <p>5 特定のコンサート花火タイムスケジュール及び緊急連絡体制図に記載された関係者の携帯電話番号（以下「本件携帯電話番号」という。）は、法人が催事を開催し、仕事で使う臨時電話の代用として使用されるものであるため、法人等に関する情報であり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、公開すべきである。</p> <p>また、本件打揚げは、知事の許可が必要なほどの大量の火薬を取り扱うという、関係者や周辺住民にとって極めて危険なものであり、一般人が危険を発見した場合、本件携帯電話番号に連絡する以外に危険を回避する手段がないということも考えられる。したがって、本件携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが不可欠である。</p> <p>6 火薬類（煙火）消費計画書に記載された消費現場責任者の住所欄には、当該消費現場責任者が所属する法人の所在地が記載されており、法人の所在地は、条例第 5 条第 2 号の法人等に関する情報であり、公知のものであるため、公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 11 月 17 日		
審査会の結論	<p>本件請求対象文書の非公開部分のうち、次の部分は公開すべきである。</p> <p>1 火薬類（煙火）消費計画書及び煙火打揚従事者名簿に記載された消費現場責任者の年齢</p> <p>2 特定のコンサート花火タイムスケジュールに記載された特定の法人の代表者、曳船及び警戒船の携帯電話番号</p> <p>3 煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、更新年月日及び交付年月日並びに一部の煙火打揚従事者の生まれた年及び特定の法人の代表者の住所</p>		

審査会の 判断理由	<p>条例第5条第1号該当性について</p> <p>1 条例第5条第1号本文該当性について</p> <p>(1) 本件請求対象文書のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 火薬類(煙火)消費計画書に記載された消費現場責任者の住所及び年齢</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月及び交付年月日</p> <p>(2) 特定の個人に対する連絡先として記載された携帯電話番号のうち、特定の法人の代表者の携帯電話番号を除いたもの(以下「個人携帯電話番号」という。)は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、同号本文に該当する。</p> <p>(3) 特定の法人の代表者の携帯電話番号は、法人の代表者としての職務を果たすために使用されるものと解され、また、曳船及び警戒船の携帯電話番号は、個人名が記載されていないことから、いずれも法人等に関する情報であると認められ、個人に関する情報とは認められず、同号本文に該当しない。</p> <p>(4) 煙火打揚従事者名簿等に記載されているのは、煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月及び交付年月日であり、個人情報であることは明らかである。</p> <p>(5) 条例第5条第1号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解されることからすると、前記(1)に掲げる情報及び個人携帯電話番号が同号本文に該当することは明らかである。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>(1) 火薬類(煙火)消費計画書の消費現場責任者の住所欄は、法人の所在地を記載する欄ではなく、また、消費現場責任者の住所が一般に公表されている事実も認められないため、消費現場責任者の住所は、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>(2) 消費現場責任者が所属する法人のホームページで消費現場責任者の生まれた年を公開しており、生まれた年が公開されていれば、年齢を容易に計算し得るので、消費現場責任者の年齢は、慣行として公にされている情報と認められ、同号ただし書イに該当する。</p> <p>(3) 煙火打上従事者一覧表に記載された煙火打揚従事者の住所及び生年月日に関して、一部の煙火打揚従事者の住所及び年齢については、ホームページで公開されていることが認められる。</p> <p style="margin-left: 2em;">しかし、ホームページで公開されている当該煙火打揚従事者の住所は煙火打上従事者一覧表に記載された住所と同一ではなく、また、煙火打揚従事者の年齢が公開されていても、生まれた年は容易に計算し得るが月日は分からない。したがって、煙火打揚従事者の住所及び生まれた月日は、慣行として公にされている情報と認められないので、同号ただし書イに該当しないが、煙火打揚従事者の生まれた年は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>(4) 当審査会が確認したところ、煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、年齢、生年月日、住所、更新年月及び交付年月日のうち、煙火打揚従事者の氏名、更新年月及び交付年月日については、逗子市長が既にこれを情報公開していることが認められる。したがって、煙火打揚従事者名簿等に記載された煙火打揚従事者の氏名、更新年月及び交付年月日は、慣行として公にされている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>3 条例第5条第1号ただし書エ該当性について</p> <p style="margin-left: 2em;">緊急連絡体制図において、主催者の氏名及び携帯電話番号並びに代表責任者、煙火保安責任者及び煙火連絡責任者の氏名及び固定電話番号が公開されており、一般人が危険を発見した場合に、これらの電話番号に連絡することが可能であることからすると、個人携帯電話番号は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要な情報とまでは認められず、同号ただし書エに該当しない。</p>
答申年月日	平成17年8月10日(答申第280号)



情報公開審査会答申第 281 号の概要

件名	事業所建築確認申請書一部非公開の件（諮問第 328 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の建築物（以下「本件建築物」という。）に係る建築確認申請書（以下「本件申請書」という。）及びその添付図書（以下「本件申請書等」と総称する。）である。		
請求年月日	平成 16 年 12 月 27 日	諾否決定年月日	平成 17 年 1 月 7 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 17 年 2 月 15 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件建築物は当初の建築確認申請に記載された構造と異なるものであると考えられるが、設計者の技術のノウハウなどを守るため非公開となるのであれば、公益に反したことや法令に反したことを行っても事実が解明できないことになるので、たとえ非公開情報があったとしても、公益を確保するために公開すべきである。</p> <p>2 本件建築物は、一般民家等ではなく、建物全体に客が自由に出入りできるような業種の店舗であり、本件建築物に関するホームページには、店舗内の写真が掲載されているので、本件申請書等を公開しても、本件建築物の建築主（以下「本件建築主」という。）及び設計者（以下「本件設計者」という。）に不利益はない。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 3 月 8 日		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>1 本件申請書の申請者（以下「本件申請者」という。）及び本件設計者の印影（以下「本件印影」と総称する。）について 印影の公開と印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではなく、また、本件申請者及び本件設計者の氏名はすでに公開されているので、本件印影を公開することにより、本件申請者及び本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p> <p>2 平面図等の設計図書等（以下「本件設計図書等」という。）について （1）本件設計図書等は本件設計者が長年の経験、専門的な知識及び技能並びに創意工夫を凝らし創作したものであると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、当審査会においても、そのような判断には至らないことから、本件設計図書等は本件建築主が営む業種の店舗に関する一般的な図面であると評価するほかはない。したがって、本件設計図書等を公開することにより、本件設計者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。 また、本件設計図書等は、本件建築主の代理者としてではあるが、本件設計者自身が建築主事に提出しており、その際、別段の意思表示がなされた事実も認められないことから、法第 18 条第 3 項第 3 号の規定により、本件設計者は条例の規定に基づき公開することについて同意したものとみなすことができる。</p> <p>（2）本件建築主が有している独自の営業ノウハウを基に平面図、立面図及び仕上げ表（以下「本件平面図等」という。）が設計されたものであると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、当審査会においても、そのような判断には至らないことから、本件平面図等は本件建築主が営む業種の店舗に関する一般的な図面であると評価するほかはない。 また、本件建築物は本件申請書等による建築確認後、計画変更を行っていることから、現在の建築物は本件申請書等に基づく建築物ではない上、本件建築主は建築物内の様子を本件建築物に関するホームページに掲載していることが認められ、さらに、本件建築物のような店舗であれば、ほとんどの場所に客が自由に出入りできると考えられる。 したがって、本件平面図等を公開することにより、本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>（3）以上のことから、本件設計図書等は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p>		
答申年月日	平成 17 年 10 月 20 日（答申第 281 号）		

情報公開審査会答申第 282 号の概要

件名	事業所建築確認変更申請書等一部非公開の件（諮問第 345 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の建築物（以下「本件建築物」という。）に係る計画変更確認申請書（以下「本件申請書」という。）に添付された設計図書等（以下「本件設計図書等」という。）である。		
請求年月日	平成 17 年 5 月 27 日	諾否決定年月日	平成 17 年 6 月 9 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（土木事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 17 年 6 月 13 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件申請書は、本件建築物を当初の建築確認申請書に記載された構造と異なる構造で建て始めた後に、土木事務所の依頼を受けて提出されたものである。          本件設計図書等は、本件建築物の現状に合わせる形で図面を変更しただけで、本件建築物は当初から同一のものである。          本件建築物の設計者（以下「本件設計者」という。）は本件建築物の建築主（以下「本件建築主」という。）となっているが、本件建築主が設計できるはずがなく、本件設計図書等を見ただけでは本件建築主が作成したかどうか断言できないはずである。          このような違法な建築確認にもかかわらず、本件設計図書等が本件設計者である本件建築主の権利利益を害するとして非公開となるのであれば、公益に反したことや法令に反したことが隠されてしまうことになるので、たとえ非公開情報があったとしても、公益を優先して公開すべきである。</p> <p>2 本件建築物は、一般民家等ではなく、建物全体に客が自由に出入りできるような業種の店舗である。また、本件建築物に関するホームページには、店舗内の写真が掲載されている。したがって、本件設計図書等を公開しても、本件建築主にとって不利益はない。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 6 月 22 日		
審査会の結論	本件請求対象文書は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>1 本件設計者の印影（以下「本件印影」という。）について          印影の公開と印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではなく、また、本件設計者である本件建築主の氏名は、すでに公開されているので、本件印影を公開することにより、本件設計者である本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p> <p>2 平面図及び凡例（以下「本件平面図等」という。）について          （1）本件平面図等は、本件建築主が建築主事に提出している書類ではあるが、本件建築主は本件設計者である。このような場合は、本件平面図等は、本件設計者が実施機関に提供したと解することが妥当と判断する。そして、本件設計者である本件建築主から別段の意思表示がなされた事実も認められないことから、法第 18 条第 3 項第 3 号の規定により、本件設計者は条例の規定に基づき公開することについて同意したものとみなすことができる。したがって、本件平面図等を公開することにより、本件設計者である本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>（2）本件建築主が有している独自の営業ノウハウを基に本件平面図等が設計されたものであると判断できる具体的な説明が実施機関においてなされておらず、当審査会においても、そのような判断には至らないことから、本件平面図等は本件建築主が営む業種の店舗に関する一般的な図面であると評価するほかはない。          そして、本件建築物のような店舗であれば、ほとんどの場所に客が自由に出入りできると考えられ、また、本件建築主は本件建築物内の様子を本件建築物に関するホームページに掲載していることが認められる。          したがって、本件平面図等を公開することにより、本件建築主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。</p> <p>（3）以上のことから、本件平面図等は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しない。</p>		

答申年月日	平成 17 年 10 月 20 日 ( 答申第 282 号 )		
情報公開審査会答申第 283 号 ~ 第 284 号の概要			
件 名	道路使用許可申請書等一部非公開の件 ( その 1 ~ その 2 ) ( 諮問第 334 号 ~ 第 335 号 )		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。		
請求年月日	平成 17 年 1 月 11 日 ( 諮問第 334 号 ) 平成 17 年 3 月 22 日 ( 諮問第 335 号 )	諾否決定年月日	平成 17 年 1 月 24 日 ( 諮問第 334 号 ) 平成 17 年 3 月 30 日 ( 諮問第 335 号 )
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条 項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 17 年 3 月 22 日 ( 諮問第 334 号 ) 平成 17 年 4 月 1 日 ( 諮問第 335 号 )	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、大阪地裁平成 4 年 ( 行ウ ) 第 47 号事件の平成 9 年 3 月 25 日判決及び東京高裁平成 13 年 ( 行コ ) 第 67 号・同第 114 号事件の平成 13 年 12 月 20 日判決に見られる、今日の司法の判断の基準である。</p> <p>したがって、印影が単体で存在しているだけなら、そこから個人のプライバシーをうかがい知ることは絶対不可能であり、個人に関する情報などは断じていえない。</p> <p>また、警部補以下の警察官の印影を公開したとしても、それは、ただ単にその警察官が当該組織に所属しているという、公務員の公の業務に係る情報を示しているだけであって、そのことで直ちに警察官の私的領域の情報を公開することにはならないため、公開すべきである。</p> <p>2 県民が、神奈川県警の警察官から暴行されないようにするためにも、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚を持たせ、県民に暴力を働くことを止めさせる必要がある。</p> <p>したがって、警部補以下の警察官の印影は、条例第 5 条第 1 号ただし書工の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することは明らかであるから、公開すべきである。</p> <p>3 現場責任者の住所及び氏名に関しては、法人登記簿に記載されており誰でも容易に知り得るので、条例第 5 条第 1 号ただし書により、公開すべきである。</p> <p>また、現場責任者の電話番号に関しては、電話帳に記載されていたり、インターネットに自ら公表している事実があり、既に慣行として公にされている。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 4 月 7 日 ( 受理 ) ( 諮問第 334 号 )、平成 17 年 4 月 15 日 ( 受理 ) ( 諮問第 335 号 )		
審査会の結論	特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>条例第 5 条第 1 号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解されるので、本件請求対象文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>( 1 ) 警部補以下の警察官の印影</p> <p>( 2 ) 現場責任者の住所、氏名、印影及び電話番号</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書ア該当性について</p> <p>法人登記簿に記載されている情報は、法人役員の氏名等であって、現場責任者の住所及び氏名が記載されているものではなく、また、本件請求対象文書については、法令又は条例に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定はないことから、現場責任者の住所及び氏名は、同号ただし書アに該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>3 条例第5条第1号ただし書イ該当性について  (1) 警部補以下の警察官の印影  公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。  当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。  したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しない。</p> <p>(2) 現場責任者の電話番号  電話帳やホームページで公表されている電話番号は、特定の法人の電話番号であって、現場責任者の電話番号ではなく、また、現場責任者の電話番号が一般に公表されている事実も認められないため、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>4 条例第5条第1号ただし書エ該当性について  不服申立人は、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚を持たせ、県民に暴力を働くことを止めさせる必要があるため、警部補以下の警察官の印影は、条例第5条第1号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」として公開すべきである旨主張している。  しかし、警察法で定められた警察の責務や警察官の職務などから考えて、不服申立人の主張は妥当でなく、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書エに該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年11月7日(答申第283号~第284号)</p>

情報公開審査会答申第 285 号の概要

件名	特定の墓地拡張計画に係る理由書一部非公開の件（諮問第 326 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の墓地（以下「本件墓地」という。）の経営の許可等に関する書類及び拡張計画（以下「本件計画」という。）手続に関する一切の書類である。		
請求年月日	平成 17 年 1 月 11 日	諾否決定年月日	平成 17 年 1 月 11 日及び 2 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（保健福祉事務所）
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 2 号		
非公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。		
不服申立年月日	平成 17 年 2 月 1 日		
不服申立ての趣旨	<p>本件請求対象文書のうち、墓地経営許可申請書関係及び墓地等変更計画協議書関係に係る申請等の理由を記載した書類（以下「申請等理由書」という。）において非公開とされた本件墓地の現状及び必要墓地数（以下「本件非公開情報」と総称する。）の公開を求める。</p>		
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、本件非公開情報の公開を拒む理由として、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしているが、本件計画に関する許可要件としては、本来、檀家信徒のための不足墓地の確保が必要であり、一方、本件計画の計画地の近隣住民等にとっては、広く公共の福祉の観点等から、本件非公開情報を知る権利があると考えられる。</p> <p>2 本件非公開情報は、会社や法人一般に義務付けられている株主総会等における報告内容（基本財産、責任役員、社員（会員）数等の基本（変動）事項に属するもの）と同程度のものと考えられ、本件計画において墓地を経営しようとする特定の宗教法人（以下「本件宗教法人」という。）が社会的責任を果たすために公開すべき事項の範囲ではないかと考える。</p> <p>3 本件宗教法人が経営する別の墓地は、その販売実態にあるように、対象者を檀家・信徒に限定せず、広く宗派を問わず経営している現状であり、このことをもってしても、実施機関が、本件非公開情報を、法人に関する情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと判断したことは適正ではない。</p> <p>4 申請等理由書には、本件計画の理由を布教のためと記載してあるが、本件計画の計画地は、その地理的要因から、自然災害や、交通事故等の人的災害の発生が心配される場所であるので、本件非公開情報は、なぜこれだけ大規模な墓地が、そのような災害の発生が心配される場所に必要なのかを判断するための重要な判断材料であるため、条例第 5 条第 2 号ただし書に該当する。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 3 月 4 日		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち、本件非公開情報は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>1 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）第 5 条第 2 号において、経営許可を受けようとする者は、墓地等経営計画の周知を図るために、当該墓地等の近隣住民等に対して、墓地等経営計画の概要について説明会を開催し、速やかに当該説明会の内容等を知事に報告しなければならない旨規定している。</p> <p>2 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第 4 条第 3 項において、墓地条例第 5 条第 2 号に定める近隣住民等の範囲を、「墓地等の境界線から水平投影面における最短の距離で 110 メートル以内」と規定されていることから、本件計画においても、本件宗教法人は、この範囲の近隣住民等に対し説明会を開催し、報告書を知事に提出しており、当該報告書には、本件非公開情報の大半が当該説明会で近隣住民等に説明された旨記載されていることが認められる。</p> <p>3 墓地条例第 5 条第 2 号が、当該墓地等の近隣住民等に対して、墓地等経営計画の概要について説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、墓地を経営しようとする者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。</p>		

審査会の 判断理由 (続　　き)	4 墓地条例第5条第2号の趣旨から考えると、同号に規定する説明会において説明すべき情報を公開しても、本件宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、本件非公開情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。
答申年月日	平成17年11月29日(答申第285号)

情報公開審査会答申第 286 号の概要

件名	特定の駐在所用地に係る賃貸借契約書一部非公開の件（諮問第 329 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の駐在所（以下「本件駐在所」という。）の用地（以下「本件用地」という。）に係る賃貸借契約書（平成 15 年度分及び 16 年度分）である。		
請求年月日	平成 16 年 12 月 10 日	諾否決定年月日	平成 16 年 12 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立て年月日	平成 17 年 2 月 28 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 情報公開のときは、必ず契約金額は公開されるはずである。</p> <p>2 個人のプライバシーが公開されると不都合な面があることは分かる。しかし、今日まで、本件駐在所を交番に切り替え、新しい交番を建てるよう神奈川県警察や神奈川県に申し入れをしてきたが、いまだに計画案はない。今後、本件駐在所を交番に切り替えて、建て替えをするときの参考にするためにも、本件用地の契約金額は明らかにしてもらいたい。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 3 月 10 日(受理)		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 本件用地の契約金額は、本件用地の所有者の氏名が公開されていることから、本件用地の所有者の個人に関する情報であり、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件用地の契約金額は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。</p>		
答申年月日	平成 17 年 11 月 29 日（答申第 286 号）		

情報公開審査会答申第 287 号の概要

件名	特定の駐在所に係る交番への切替え要望に対する対応が分かる文書一部非公開の件（諮問第 330 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の警察署（以下「本件警察署」という。）における特定の駐在所（以下「本件駐在所」という。）を交番へ切り替えることについての地域住民からの要望に関して、本件駐在所の勤務員（以下「本件駐在所員」という。）が本件警察署の署長あてに作成した報告書（平成 12 年 4 月 1 日以降のもの）や同要望に対する県警察の対応内容が記載された警察相談受理・処理票、本件駐在所の負担状況や現地確認結果が記録された文書等である。		
請求年月日	平成 16 年 12 月 10 日	諾否決定年月日	平成 16 年 12 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。</li> <li>2 管内実態掌握事務に支障を及ぼすおそれのあるため。</li> <li>3 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのあるため。</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 17 年 2 月 28 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件請求対象文書のすべての非公開部分の公開を求める。</li> <li>2 本件駐在所員が本件警察署へ報告した文書の内容と経過が不透明である。特に非公開部分の説明が必要である。</li> <li>3 何年も前から本件駐在所の交番化に向けて、神奈川県警察（以下「県警察」という。）や神奈川県（以下「県」という。）に申入れをしているが、いまだに交番にする計画案はない。県警察や県は先見の明がない。現在の犯罪件数等で判断しているようであるが、事件が起きてしまっただけでは遅い。県警察や県に対して、「法は法で返す」という趣旨から、今回、情報公開請求をして、一部非公開とされたので、不服申立てを行った。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 17 年 3 月 10 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部非公開としたことは、妥当である。		



<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 条例第5条第1号本文該当性について  (1) 本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であって、条例第5条第1号本文に該当する。  ア 個人の住所、氏名(イに掲げる氏名を除く。)年齢及び電話番号  イ 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影  (2) 本件請求対象文書のうち、特定の町内会長(以下「本件町内会長」という。)の意見及び言動は、本件町内会長の氏名が公開されていることから、本件町内会長の個人に関する情報であり、同号本文に該当する。</p> <p>2 条例第5条第6号該当性について  凶悪犯罪等の認知件数に係る情報(以下「認知件数情報」という。)は、特定地域における犯罪の発生状況である点を考慮すると、実施機関が説明するとおり、公開すると、凶悪犯罪等は被疑者が再犯を犯す蓋然性が高く、犯罪の予防等の観点から重大な支障が及ぶおそれがある情報であることが認められる。  したがって、認知件数情報は、これを公開することにより、犯罪の予防等に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、条例第5条第6号に該当する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について  (1) 内線番号について  警察業務は他の行政事務に比べて、検挙や規制を行うものであることから、被疑者や関係者からの反発を招くおそれがあることも予想される。  したがって、実施機関が説明するとおり、警察電話の内線番号は、公開することにより、不特定多数の者から事務妨害等を目的として特定の内線番号に対する嫌がらせを受け、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>(2) 本件請求対象文書の非公開部分のうち、前記1(1)ア及びイに掲げる情報、本件町内会長の意見及び言動、認知件数情報並びに内線番号を除くその余の情報は、地域警察官が各種犯罪の予防、検挙活動等に反映させるための管内実態掌握活動の一環として得られた情報であることが認められる。  したがって、当該情報は、公開することにより、情報の入手経路や本件駐在所員の判断内容等が明らかとなり、管内実態掌握活動事務に支障が及ぶおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成17年11月29日(答申第287号)</p>

情報公開審査会答申第 288 号の概要

件名	県立高校入学試験合格者の科目別平均点一覧一部非公開の件（諮問第 337 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 17 年度の入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における各県立高等学校（以下「各高校」という。）全日制課程の合格者の教科別平均点一覧である。		
請求年月日	平成 17 年 4 月 6 日	諾否決定年月日	平成 17 年 4 月 19 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（高校教育課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 特定の集団に属する者に関する情報であり、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>2 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>		
不服申立年月日	平成 17 年 5 月 10 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>ア 実施機関は、一部非公開とした理由について、各高校の教科別平均点（以下「本件非公開情報」という。）は特定の集団に属する者に関する情報であって、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがある旨説明しているが、本件非公開情報は特定の個人を識別する情報ではないし、また、特定の集団に属する個々人の権利利益を害する可能性もない。</p> <p>イ 実施機関は、本件非公開情報は県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、そのようなことはあり得ない。</p> <p>本件非公開情報は、学力検査を受検する県民である中学生及びその保護者にとって、志願校の決定や目標を定める上で大変重要な情報である。本件非公開情報を知ることは、県民の権利であり、本件処分は県民の権利利益を侵害するものにほかならない。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 5 月 26 日		
審査会の結論	本件非公開情報を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>実施機関は、平成 17 年 4 月 18 日付け神奈川県情報公開審査会答申第 261 号を尊重し、本件非公開情報は同号に該当しないと考えていることから、同答申の判断と同様に、条例第 5 条第 1 号に該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 本件非公開情報が公開されると、各高校の学力検査結果を比較することが容易になるものと認められる。そのため、本件非公開情報が、不服申立人の主張するとおり、受検生やその保護者にとって、志望校の決定や目標を定める上で大変重要な情報であることは否定できない。</p> <p>(2) しかし、実施機関が説明するように、本件非公開情報が公開されることによって、学力検査の結果のみがクローズアップされ、各高校の不当なランク付けにつながるおそれは否定できない。</p> <p>(3) また、本件非公開情報が公開されると、各高校のランク付けにつながり、生徒の心情を傷つけ、学習に対する意欲を低下させるなど学校教育活動へのマイナス効果を生じさせるおそれがあるほか、就職活動等への影響も懸念される。さらには、実施機関が取り組んでいる生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえ、生徒一人ひとりの個性を伸ばすための特色ある高校づくりにも支障を生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>(4) 以上のことからすると、本件非公開情報を公開することは、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p>		
答申年月日	平成 17 年 11 月 29 日（答申第 288 号）		

情報公開審査会答申第 289 号の概要

件名	教育委員会と教職員組合との間で交わされた覚書文書等不存在の件(諮問第 290 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、神奈川県立高等学校教員人事異動要綱(以下「本件異動要綱」という。)、同要綱の運用(以下「本件運用」という。)等に関して、昭和 62 年度頃に神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)と神奈川県高等学校教職員組合(以下「教職員組合」という。)との間に交わされた「覚書」文書等一切(人事異動要綱制定の目的・趣旨などが明記されているものを含む。)である。		
請求年月日	平成 16 年 6 月 1 日	諾否決定年月日	平成 16 年 6 月 15 日
諾否の決定内容	公開拒否(文書不存在)	実施機関	教育委員会(教職員課)
非公開根拠条	-		
非公開理由	本件請求対象文書は作成していないため存在しない。		
不服申立年月日	平成 16 年 6 月 21 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 最近の教職員課ファイル基準表(以下「本件基準表」という。)によれば、教職員組合に係る「覚書」の保存期間は、当該年度を除いて30年間であるので、本件請求対象文書の保存期間は、当該年度を除いて30年間である。また、本件基準表において、所属所名は、教職員課調査・免許班と明示されている。</p> <p>2 教職員課事務室内において、教職員課職員の紛失、何らかの過誤等によって、本件請求対象文書が存在しないとすれば、それは、教職員課規約である本件基準表の遵守さえ、教職員課長自身ができないという、その人の資質、能力及び責任を問われる問題である。</p> <p>3 教職員課職員の紛失、過誤等によって、本件請求対象文書が存在しないと仮定するならば、一方の当事者である教職員組合が、本件請求対象文書の副本を当然保管しているので、教職員課は、教職員課長自身又は教職員課課長代理(給与・団体担当)を通じて、本件請求対象文書の存在を再確認し、復元又は復刻する責任がある。</p> <p>4 教育委員会では、昭和 62 年度に、人事異動(転任)について、適材適所、公平、平等、明朗等を目的として、本件異動要綱、本件運用等に関する確認事項を定めているのであるから、本件請求対象文書は、教職員課内部に必ず保管されているものと判断する。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 7 月 12 日(受理)		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書を作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>実施機関は、昭和62年度に定めた本件異動要綱、本件運用等に関して、教育委員会と教職員組合との間で、「覚書」という名称の文書は作成していないが、別に「確認事項」という名称の文書を作成しており、同文書は既に不服申立人に公開済みであると説明している。</p> <p>当審査会で、「確認事項」という名称の文書を確認したところ、教育委員会と教職員組合との間で、教員の人事異動については、昭和62年度に定めた本件異動要綱、本件運用等を適用し、教員は異動内示に従うこと、希望地域・通勤時間等で本人の意向と異なる場合は、あらかじめ意向打診を行うこと等を確認した文書であることが認められる。</p> <p>「確認事項」という名称の文書と同内容の文書を他に作成することは通常考え難いことや、他の文書が存在するとの事情が認められないことから、本件請求対象文書としては、「確認事項」という名称の文書以外に文書は存在しないものと認められる。</p> <p>なお、「確認事項」という名称の文書は不服申立人に対して既に公開されていることから、実施機関が、同文書を本件公開請求の対象外と判断して、本件処分を行ったことは、不合理であるとはいえない。</p>		
答申年月日	平成 18 年 2 月 1 日(答申第 289 号)		

情報公開審査会答申第 290 号の概要

件名	特定の県立高校校長と教職員課職員との校長個別協議会記録文書不存在の件(諮問第 291 号)		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次のとおりである。</p> <p>1 平成 13 年 11 月 2 日、横浜西合同庁舎にて行われた特定の県立高等学校の校長(当時)(以下「本件校長」という。)と特定の教職員課職員との校長個別協議会(以下「職員協議会」という。)の協議会記録文書一切(以下「本件職員文書」という。)</p> <p>2 平成 13 年 11 月 2 日、横浜西合同庁舎にて行われた本件校長と特定の教職員課課長代理(当時)(以下「本件代理」という。)との校長個別協議会(以下「課長代理協議会」という。)の協議会記録文書一切(以下「本件代理文書」という。)</p>		
請求年月日	平成 16 年 6 月 7 日	諾否決定年月日	平成 16 年 6 月 21 日
諾否の決定内容	公開拒否(文書不存在)	実施機関	教育委員会(教職員課)
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件行政文書は作成していないため存在しない。		
不服申立年月日	平成 16 年 6 月 28 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 神奈川県情報公開審査会の指名委員による諮問第 268 号についての口頭説明聴取の概要調書(以下「本件調書」という。)によれば、特定の教職員課職員らは、本件職員文書が現存することを、指名委員に対して繰り返し、明白に述べている。</p> <p>したがって、本件公開請求に対する行政文書公開拒否決定通知書は、少なくとも、そのごく一部は誤りあるいは偽りである。</p> <p>2 職員協議会及び課長代理協議会を行ったとされる日の本件校長の旅費請求書を不服申立人は取得しているが、本件校長が職員協議会及び課長代理協議会の実施会場に出張した事実は認められない。本件校長は、職員協議会及び課長代理協議会に出席していないのであるから、本件行政文書は廃棄されたのではなく、当初から作成されていなかったのである。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 7 月 12 日(受理)		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 本件職員文書について</p> <p>(1) 不服申立人は、本件調書において、実施機関の職員が、本件職員文書等が現存することを述べていることなどから、本件処分は誤りである旨主張している。</p> <p>当審査会で、本件調書を確認したところ、本件調書に記載されている特定の教職員課職員らの発言は、諮問第 268 号(答申第 193 号)に係る文書の範囲や人事異動計画等について一般的な説明をしたものであり、個別具体的な文書の存在を前提とする事実説明を行ったものではない。</p> <p>したがって、このことをもって、本件職員文書が、本件公開請求の時点で存在することを示すものとは認められない。</p> <p>(2) 当審査会が内示書を確認したところ、その内容は、校長ヒアリングメモ等をもとに検討した人事異動案を具体化したものと考えられ、校長ヒアリングメモは内示書を作成するための補助的、一時的な資料であるとする実施機関の説明は納得できる。</p> <p>校長ヒアリングメモは、内示書を作成するための補助的、一時的な資料であり、その保存期間は規則第 9 条第 7 項で「必要な期間」と定められていることから、不要となった時点で廃棄したとしても、その取扱いが不当であるとはいえない。</p> <p>(3) 不服申立人は、職員協議会及び課長代理協議会が行われていなかった旨主張するが、仮にそうであった場合には、本件職員文書は当初から存在しなかったことになるので、本件職員文書が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。</p> <p>(4) また、校長ヒアリングメモ以外に本件職員文書が存在するとの事情は認められないことから、本件職員文書が存在しないとの実施機関の説明は、不合理とはいえない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 本件代理文書について  (1) 規則第6条は、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等(意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。)を記録した行政文書を作成しなければならない」と規定している。  (2) 課長代理協議会において、本件代理が、協議内容を軽易なものとして判断したことの適正さを疑わせる事情について、不服申立人からは具体的な説明等がなく、当審査会においても、そのような事情を認めることはできないことから、本件代理文書を作成しなかったとの実施機関の説明は、不合理とまではいえない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 2 月 1 日 ( 答申第 290 号 )</p>

情報公開審査会答申第 291 号の概要

件名	特定の県立高等学校に係る加配の要望書等不存在の件（諮問第 319 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 13 年 7 月 26 日付け「平成 14 年度研修等定数等の計画に係る資料の提出について」に基づき、各県立高等学校長が神奈川県教育庁管理部教職員課長あてに提出した「平成 14 年度公立学校の指導方法の改善実施計画表」等の資料一切（以下「計画表等」という。）及び平成 14 年度法による加配の「要望書」（以下「要望書」という。）のうち、同年 9 月中旬から 10 月下旬までに特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の校長（以下「本件校長」という。）が提出した計画表等及び要望書である。		
請求年月日	平成 16 年 9 月 15 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 29 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件請求対象文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 16 年 10 月 25 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件高校において、現実に当該年度の過配あるいは加配という現象、事実は存在したのであるから、仮に、公正、明朗及び適切な人事異動（転任）であるならば、それらの転任に係る資料、文書等である本件請求対象文書は、当然保管されているはずである。したがって、本件請求対象文書は公開されるべきである。</p> <p>2 実施機関の非公開等理由説明書には矛盾がある。なぜならば、本件校長は、本件請求対象文書の全部又は一部を元来作成する必要がないので、教職員課長あてに本件請求対象文書を提出しなかった可能性を否定できない。 しかし、非公開等理由説明書中の「不要となった時点で廃棄したため、本件公開請求の時点（平成 16 年 9 月 15 日）においては、既に存在しなかったものである」との実施機関の一方的な断定は、逆に本件請求対象文書の存在を暗示するものと理解できる。</p> <p>3 仮に、本件請求対象文書が廃棄されているのであれば、廃棄の根拠とした規程、正確な廃棄年月日等の詳細な説明及び記録を求める。また、仮に、本件請求対象文書が作成されていなかったのであれば、作成されなかった事実等の説明の公表を求める。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 11 月 9 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 実施機関は、本件請求対象文書について、仮に教職員課長に提出されていた場合、平成 14 年度の高等学校教職員定数の決定をするために取得した補助的、一時的な資料であり、規則第 9 条第 8 項で定める「主たる保存対象でない行政文書」に該当し、その保存期間についても同条第 7 項で「必要な期間」と定められており、平成 14 年度の高等学校教職員定数案が了承され、不要となった時点で廃棄されたため、本件公開請求の時点では既に存在していなかったと説明している。</p> <p>2 当審査会で、実施機関が各県立高等学校長に対して提出を求めている計画表等及び要望書の書式について確認したところ、計画表等及び要望書は教員定数案を作成するための基礎資料であると認められることから、本件請求対象文書が仮に教職員課長に提出されていた場合、教員定数案を作成するための補助的、一時的な資料であるとする実施機関の説明は納得できる。</p> <p>3 したがって、本件請求対象文書が教職員課長に提出されていた場合には、実施機関が説明するとおり、不要となった時点で廃棄したとしても、その取扱いが不当であるとは解されない。 また、本件請求対象文書が教職員課長に提出されていなかった場合には、本件請求対象文書が、本件公開請求の時点（平成 16 年 9 月 15 日）において、存在していなかったことは、実施機関の説明のとおりである。</p>		
答申年月日	平成 18 年 2 月 1 日（答申第 291 号）		

情報公開審査会答申第 292 号の概要

件名	道路使用許可申請書一部非公開の件（諮問第 354 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。		
請求年月日	平成 17 年 5 月 10 日	諾否決定年月日	平成 17 年 5 月 24 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条項	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。		
不服申立年月日	平成 17 年 7 月 22 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成 4 年（行ウ）第 47 号事件の平成 9 年 3 月 25 日判決及び東京高裁平成 13 年（行コ）第 67 号・同第 114 号事件の平成 13 年 12 月 20 日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。</p> <p>実施機関は、個人情報をプライバシーと同一視し、権利の濫用を行って拡大解釈し、何が個人情報として保護されるべき情報なのかを明らかにせず、司法判断を侮辱し、個人情報であるか明確でないものですら、実施機関の警察官らの不祥事を隠べいたいという動機から強引に個人情報であるという強弁を行っている。</p> <p>警部補以下の警察官の印鑑が、印鑑証明登録などされており、その印鑑が警察官の個人的な権利利益の取引や、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人のプライバシーに関することに使用されているようなものでない限りは、警察官の印影は、個人情報などではなく、ただ単なる神奈川県の組織機構に関する情報である。</p> <p>2 神奈川県警の警察官から暴行や嫌がらせを受けた経験のある県民としては、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚と責任を持たせるべきであると考え。</p> <p>3 本件請求対象文書を提出した法人に関しては、法人登記簿で役員らの氏名が記載されており公開されている。</p> <p>4 本件請求対象文書は、法人等が法人等の業務を遂行するため、法人等として許可申請を行ったものであり、個人が個人として提出したようなものではない。したがって、本件請求対象文書に記載されている情報は、法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 8 月 25 日（受理）		
審査会の結論	特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について  （1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について  条例第 5 条第 1 号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人に関する情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解されるので、本件請求対象文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>ア 警部補以下の警察官の印影  イ 現場責任者の氏名及び印影</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>(2) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について  法人登記簿に記載されている情報は、法人役員の氏名等であって、現場責任者の氏名及び印影が記載されているものではなく、また、本件請求対象文書については、法令又は条例に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定はないことから、現場責任者の氏名及び印影は、同号ただし書アに該当しない。</p> <p>(3) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について  公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。  当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。  したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しない。</p> <p>(4) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について  不服申立人は、神奈川県警の警察官から暴行や嫌がらせを受けた経験のある県民としては、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚と責任を持たせるべきである旨主張している。  しかし、警察法で定められた警察の責務や警察官の職務等から考えて、不服申立人の主張は妥当でなく、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書エに該当しない。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について  不服申立人は、本件請求対象文書に記載されている情報は法人等に関する情報であって、個人に関する情報ではない旨主張するが、前記1(1)ア及びイに掲げる情報は、1で判断したとおり、個人に関する情報であることは明らかであり、不服申立人の主張は、妥当ではない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年2月1日(答申第292号)</p>



情報公開審査会答申第 293 号の概要

件名	県立高等学校教職員定数配当に係る文書一部非公開の件（諮問第 310 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 14 年 4 月 1 日付け人事異動に係る県立高等学校（以下「高校」という。）教職員の定数の配当に関する資料である。		
請求年月日	平成 16 年 6 月 1 日	諾否決定年月日	平成 16 年 7 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は個人の識別はできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 16 年 8 月 30 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件請求対象文書のうち、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分は、不特定の人が、その高校に行けば即座に分かることである。また、本件請求対象文書のうち、生徒指導強化加配校が特定される部分（以下「生徒指導強化加配」という。）は、市販されている受験ガイドブックの偏差値から、誰でも容易に判別できるものである。したがって、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分並びに生徒指導強化加配は、仮に、条例第 5 条第 1 号に該当するとしても、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するので公開すべきである。</p> <p>2 本件請求対象文書のうち、配当の考え方に関する部分（以下「配当の考え方」という。）は、人事の方針、姿勢及び規範であり、当然公開されるべきものであるから、条例第 5 条第 4 号には該当しない。</p> <p>3 本件請求対象文書のうち、学校別の加配事由が特定される部分（以下「学校別加配事由」という。）を非公開としているが、各高校から提出された教職員需給調査表（以下「需給調査表」という。）では、加配数の内訳が公開されており、すべての高校から提出された需給調査表を公開請求して、それを集計すれば分かることである。また、需給調査表の中には、指導力不足対応加配校が特定される部分（以下「指導力不足対応加配」という。）が記載されているものもあるはずである。したがって、障害者対応加配校及び身障者加配校が特定される部分、生徒指導強化加配、指導力不足対応加配並びに学校別加配事由は、公開するべきである。</p>		
諮問年月日	平成 16 年 9 月 7 日		
審査会の結論	高等学校教員定数通信制配当一覧の 2 次配当、合計及び差引の欄に記載された情報は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）本件請求対象文書のうち、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配は、特定の個人が識別され得るとは認められず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。</p> <p>（2）本件請求対象文書のうち、高等学校教員定数通信制配当一覧の 2 次配当、合計及び差引の欄に記載された情報（以下「通信制情報」と総称する。）は、公開することにより、配当された高校の名称が特定されるが、そのことから直ちに特定の個人が識別され得るとは認められず、通信制情報は、同号本文に該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>（1）本件請求対象文書のうち、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配は、教職員の配当及び加配の基準並びに各高校別の結果が明らかとなる情報であることが認められる。情報公開制度の目的を考えると、実施機関の職員の定数及び加配に関する情報であるからといって、直ちに公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと判断することはできない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>しかしながら、高校教職員定数の配当及びその決定については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の定めによるだけでなく、実施機関の説明によれば、予算の制約を踏まえつつ、各高校の状況や取組を具体的に把握した上で、検証を加えて実施されていることがうかがえる。</p> <p>( 2 ) このような事情を考慮すると、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配が公開されると、教職員や保護者等に対し不当な予見を与えるおそれや、今後、反復継続される教職員の定数及び加配に係る事務に支障を及ぼすおそれが生ずることを否定できない。</p> <p>( 3 ) 不服申立人は、需給調査表の加配数の内訳が公開されていることをもって、指導力不足対応加配、生徒指導強化加配、配当の考え方及び学校別加配事由は公開されるべきと主張するが、本件請求対象文書に記載された加配数は、各高校から提出された需給調査表の加配数を調整した上で教育委員会が正式に決定した加配数であり、需給調査表の加配数とは異なることから、その主張は認められない。</p> <p>( 4 ) 以上のことから、配当の考え方、学校別加配事由、指導力不足対応加配及び生徒指導強化加配を公開すると、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるので、これらの情報は、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 2 月 8 日 ( 答申第 293 号 )</p>

情報公開審査会答申第 294 号の概要

件名	県立学校休暇取得状況調査に係る調査票等一部非公開の件（諮問第 312 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 12 年 11 月に実施した県立学校休暇取得状況調査における特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）に係る調査票及び課題事項・問題事項である。		
請求年月日	平成 16 年 7 月 8 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 3 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は個人の識別はできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため</li> <li>2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 16 年 9 月 13 日		
不服申立ての趣旨	<p>一部非公開処分のうち、次に掲げる部分の公開を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査票の備考欄に記載された情報（以下「本件備考欄」という。）</li> <li>2 課題事項・問題事項の内容（以下「本件課題事項等」という。）</li> </ol>		
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件請求対象文書は、教育公務員特例法第 20 条第 2 項に基づく、職務専念義務免除による県立高等学校教員の研修に関するものである。したがって、地方公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に当たるので、本件備考欄及び本件課題事項等は、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。</li> <li>2 本件課題事項等は、人事管理事務や公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるものではない。教員の研修と人事管理や円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれとの間に因果関係は認められず、本件課題事項等は、条例第 5 条第 4 号に該当しない。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 16 年 10 月 4 日（受理）		
審査会の結論	本件備考欄は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件請求対象文書のうち、調査票には、個人名が記載されていないため、本件備考欄は、特定の個人が識別され得るとはいえず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。</li> <li>2 条例第 5 条第 4 号該当性について 当審査会が、本件課題事項等の内容を確認したところ、その内容は、本件高校の校長が、自らの学校において特に問題となっている事項について、自分の意見を、個々の教員に対する評価等にも触れながら記載したものであることが認められるので、本件課題事項等を公開した場合、本件高校の校長と教育委員会との信頼関係を損ね、今後同種の調査を行うことを困難にするおそれがあると解される。 したがって、本件課題事項等は、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、条例第 5 条第 4 号に該当する。</li> </ol>		
答申年月日	平成 18 年 2 月 8 日（答申第 294 号）		

情報公開審査会答申第 295 号の概要

件名	県立高等学校教諭の研修状況に係る調査文書一部非公開の件（諮問第 314 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の教員の研修状況の調査結果に関する文書である。		
請求年月日	平成 16 年 8 月 27 日	諾否決定年月日	平成 16 年 9 月 10 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る又は個人の識別はできないが、個人の権利利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 16 年 9 月 14 日		
不服申立ての趣旨	一部非公開処分のうち、次に掲げる事項を除く部分（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める。 ア 調査の対象となった教員（以下「本件教員」という。）の年齢 イ 本件教員の住所が特定される事項		
不服申立ての理由	ア 本件請求対象文書は、教育公務員特例法第 20 条第 2 項に基づく、職務専念義務免除による県立高等学校教諭の研修に関し、本件高校の校長（以下「本件校長」という。）及び教頭（以下「本件教頭」という。）が行った尾行、張込み等を目的とした公的出張等の記録である。したがって、本件請求対象文書は、地方公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に当たる。 イ 本件校長及び本件教頭の行為は、公的出張等として、出張旅費、日当及び給料日額を支給されて行った行為である。さらに、本件高校の事務職員（以下「本件事務職員」という。）の言動も、公務として、勤務時間中、本件校長の職務命令に従ったものにすぎない。 ウ 本件校長及び本件教頭は、学校という組織体を代表する一機関であり、本件校長及び本件教頭に係る行為は個人的なものではない。 エ 本件請求対象文書の内容は、学校要覧、神奈川県職員録等と照合することにより、容易に判明するものである。		
諮問年月日	平成 16 年 10 月 4 日（受理）		
審査会の結論	本件非公開情報を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 本件請求対象文書に記載された本件教員、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>イ 本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、本件教員の研修日等が既に公開されていることから、本件高校の当該研修日における研修計画又は研修報告が公開請求により公開された場合、当該研修計画又は研修報告に記載された教員の氏名から、本件教員が識別されると認められる。</p> <p>したがって、本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>ア 本件請求対象文書は、本件教員に対する懲戒処分の適否、軽重等を判断するために本件教員が虚偽の研修報告を行ったかどうかの真偽等を確認することを目的として行った調査の結果に関する文書である。したがって、本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされておらず、また公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>イ 本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、本件教員の管理監督者又は本件高校の事務職員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。</p> <p>(3) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について 本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、本件校長及び本件教頭の職務の遂行に関して記載されたものであるため、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。</p> <p>2 条例第6条第2項該当性について 本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、前記1(1)イにおいて判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。 また、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、当時の神奈川県職員録を参照することにより、本件高校名が特定されるので、本件教員が識別される情報であると認められる。 したがって、本件高校名並びに本件高校名が特定される事項並びに本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第6条第2項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、本件高校名並びに本件高校名が特定される事項並びに本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、非公開とすることが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年2月8日(答申第295号)</p>

情報公開審査会答申第 296 号の概要

件名	特定の法人の補助金申請文書等一部非公開の件（諮問第 340 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の法人（以下「本件法人」という。）が行った平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金申請（以下「本件申請」という。）に係る文書である。		
請求年月日	平成 17 年 3 月 4 日	諾否決定年月日	平成 17 年 3 月 25 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（工業振興課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定の個人が識別されるため</li> <li>2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</li> <li>3 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</li> </ol>		
不服申立年月日	平成 17 年 5 月 12 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件申請は、不服申立人が開発し販売する商品を、あたかも本件法人が開発するように偽装して行われたものである。 情報公開請求は、不服申立人が開発し販売する商品の情報を、本件法人が無断使用している真相を把握するために行ったものである。 したがって、本件請求対象文書の非公開部分（以下「本件非公開情報」という。）すべての公開を求めるものである。</li> <li>2 不服申立人は、平成 16 年に、本件法人からモジュール（電子的基盤）売却代金の支払請求の訴えを提起され、当該訴訟は、特定の裁判所に係属している。本件非公開情報のうちの本件法人の下請法人名が公開されないと、不服申立人は、当該訴訟上、防御ができない。 また、本件非公開情報のうち、平成 13 年 4 月 4 日付けで本件法人が知事に提出した「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金に係る補助事業実績報告書」（以下「本件実績報告書」という。）の別紙 1 の補助事業実施結果報告書のうちの「9 工業所有権等の状況及び見通し」（以下「本件工業所有権等」という。）が公開されないと、不服申立人の特許申請権、発明者名誉権又は製造権が侵害されるおそれがあるので、特に公開を求める。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 17 年 6 月 9 日		
審査会の結論	<p>本件申請に係る文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件工業所有権等</li> <li>2 本件実績報告書の別紙 2 の収支決算書の補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書（個別表）の経費区分「外注費」の種別（以下「外注費 1」という。）のうち、上から 3 番目の欄に記載された情報</li> <li>3 「神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定取消及び補助金返還命令について（通知）」のうち、経費区分「外注費」の種別（以下「外注費 2」という。）</li> <li>4 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令に係る伺い」のうち、経費区分「外注費」の種別（以下「外注費 3」という。）</li> <li>5 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令に係る伺いの添付資料」の補助対象経費の支出状況及び支出計画説明書（個別表）の経費区分「外注費」の種別（以下「外注費 4」という。）のうち、上から 3 番目の欄に記載された情報</li> </ol>		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件非公開情報のうち、法人の担当者氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、同号本文に該当する。</li> <li>2 条例第 5 条第 2 号該当性について (1) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について ア 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、専ら法人等の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。</li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>(ア) 本件実績報告書の別紙 2 の収支決算書のうち、自己資金、借入金及び合計欄の当初予定額、決算額及び資金の調達先(以下「収支決算書自己資金等」と総称する。)</p> <p>(イ) 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金の概算払いに係る伺い及び集合支出命令内訳票」及び「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金の精算払に係る伺い及び集合支出命令内訳票」のうち、補助金の交付を受ける法人の振込先口座の金融機関の名称、支店名、預貯金種別及び口座番号(以下「振込先口座情報」と総称する。)</p> <p>(ウ) 「平成 12 年度神奈川県中小企業経営革新支援対策補助金交付決定の一部取消及び補助金返還命令に係る伺い及び添付資料」(以下「返還命令伺い等」という。)のうち、取引先法人の名称、所在地、電話番号、対応者氏名、請求書、出納帳並びに取引金融機関の名称及び預貯金種別(以下「取引先法人名称等」と総称する。)</p> <p>イ 本件非公開情報のうち、次に掲げる情報は、本件法人が実施した研究開発に係るノウハウに関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。</p> <p>(ア) 本件実績報告書の別紙 1 の補助事業実施結果報告書の「6 事業の日程(2)から(7)」、「7 事業の実績(2)から(8)」、「8 事業の成果」、本件工業所有権等及び「10 成果の企業化及び今後の取り組みと課題」(以下「事業の日程等」と総称する。)のうち、本件工業所有権等を除く情報</p> <p>(イ) 外注費 1、外注費 2、外注費 3、外注費 4 及び「原材料費」の仕様並びに外注に係る情報(以下「外注費等の種別等」という。)のうち、外注費 1 及び外注費 4 の上から 3 番目の欄に記載された情報並びに外注費 2 並びに外注費 3 を除く情報</p> <p>ウ しかし、本件工業所有権等並びに外注費 1 及び外注費 4 の上から 3 番目の欄に記載された情報並びに外注費 2 並びに外注費 3 (以下「本件工業所有権等・外注費」と総称する。)は、平成 10 年 12 月 4 日に本件工業所有権等・外注費に係る特定の装置の特許出願がなされ、公開特許公報が発行されていることや、不服申立人から当審査会に提出されたクレーン・カメラ・システムの商品販売カタログにおいて、システム操作上の特徴として、本件工業所有権等・外注費に係る特定の装置の記載があることから、本件工業所有権等・外注費を公開しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号本文に該当しない。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について</p> <p>ア 不服申立人は、本件請求対象文書の内容が不服申立人が開発し販売する商品の内容であり、本件非公開情報を公開しないと不服申立人の権利利益を侵害すると主張しており、この主張は、同号ただし書に該当する事由がある旨の主張を含むものと解されるので、次に、この点について検討する。</p> <p>イ 不服申立人が開発し販売する商品を利用して補助金の交付申請がなされ、当該商品に係る発明者名誉権、特許権申請権又は製造権が害されているというような事実があるとしても、同号本文に該当する情報を一般に公にすることが必要であるとはいえず、収支決算書自己資金等、振込先口座情報、取引先法人名称等、事業の日程等(本件工業所有権等を除く。)及び外注費等の種別等(外注費 1 及び外注費 4 の上から 3 番目の欄に記載された情報並びに外注費 2 並びに外注費 3 を除く。)は、同号ただし書に該当しない。</p> <p>3 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>当審査会が確認したところ、返還命令伺い等のうち、神奈川県顧問弁護士に対する法律相談の内容(以下「法律相談内容」という。)は、本件法人に対する補助金の一部が取り消された結果に係るものであり、補助金取消しの判断基準等や訴訟への対応策が記載されていることが認められる。</p> <p>したがって、法律相談内容は、公開することにより、神奈川県の機関が行う補助金交付事業等の事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 2 月 16 日(答申第 296 号)</p>

情報公開審査会答申第297号の概要

件名	特定の指定管理者公募に係る応募書類一部公開の件（諮問第373号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、不服申立人が特定の施設（以下「本件施設」という。）の指定管理者公募に関して神奈川県（以下「県」という。）に提出した応募書類である。		
請求年月日	平成17年10月17日	諾否決定年月日	平成17年12月9日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	知事（都市整備公園課）
公開根拠条	条例第5条第2号非該当（条例第5条1号該当箇所については、非公開）		
公開理由	法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められるため。		
不服申立人	公開請求に対する諾否決定に先立って、条例第12条第1項の規定に基づき、不服申立人に対して意見書提出の機会を与えたところ、反対意見書を提出した。		
不服申立年月日	平成17年12月19日	不服申立ての趣旨	一部公開処分のうち、反対意見書において非公開とすることを求めた部分（以下「本件情報」という。）について非公開とすることを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、本件施設の指定管理業務に関する事業計画（以下「本件事業計画」という。）における提案内容について、事業者のノウハウを認めながらも、そのすべてが条例第5条第2号に該当するものではないと説明するが、具体的な理由が明らかにされていない以上、当否の判断をなし得ないものであり、承服できない。</p> <p>2 不服申立人は、本件施設の指定管理者の公募に関しては、不服申立人が持つノウハウを駆使しており、その資料や価格決定の基礎となった数字等がそのままの形で競争業者等の第三者に公開されることは、今後の受注活動に当たって手の内をさらけ出されることを意味し、まさにその不利益は具体的で差し迫ったものであり、実施機関が説明する抽象的なおそれにとどまるものではない。実施機関の説明は、それらの危険の実態を全く理解しないものといわざるを得ず、理由もなく不服申立人の不利益を無視するものであって、その判断には重大な過失がある。</p> <p>3 本件情報には、事業ノウハウ、収支計画、コスト内訳、内部管理に関する情報等があるため、これらが外部流出することによって不服申立人が被る不利益を主張しているにもかかわらず、実施機関はその理由も明らかにせず、不利益を被っても不服申立人はこれを甘受すべきという。 しかし、本件情報は本件請求対象文書の一部であることから、本件情報を非公開としたとしても、情報公開の制度趣旨にもとめることはあり得ず、本件情報を何らの制約もなく公開しなければならないとする必要性は、公益優先という概念的説明だけでは到底説明し得るものではない。</p> <p>4 実施機関は、本件事業計画の内容は、本件施設の管理が具体的に実施された段階では公知となると説明するが、例えば、コスト内訳や内部管理に関する情報等の事業ノウハウのすべてが公知となる訳ではなく、強引な結論であり説得力がない。</p>		
諮問年月日	平成17年12月27日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書を一部公開するとしたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 本件不服申立ての対象は、本件情報であり、不服申立人は、本件情報が条例第5条第2号に該当する旨主張しているので、この点について判断する。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について  （1）本件情報は、いずれも本件施設の管理運営に係る情報又は管理運営に密接に関係する業務に係る情報であると認められる。  （2）不服申立人は、本件情報には、不服申立人の事業ノウハウ、収支計画、コスト内訳、内部管理に関する情報等があるため、競争業者等の第三者に公開されることは、今後の受注活動に当たって手の内をさらけ出されることを意味し、不利益は具体的で差し迫ったものであると主張している。</p>		



<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>( 3 ) 当審査会で調査したところ、不服申立人は、平成17年10月18日付けで県から本件施設の指定管理者として指定されており、その指定の期間は平成18年4月1日から平成21年3月31日までとされていることが認められる。</p> <p>指定管理者の情報公開について、条例第25条の2第1項は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、当該指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書等であって、当該指定管理者において管理しているものの公開に努めるものとする規定している。</p> <p>本件情報は、同項に規定されている文書等には該当しないものの、指定管理者の公募に応じて提出された本件請求対象文書の一部であり、既に述べたように、不服申立人が本件施設の指定管理者に指定されていることを考慮すると、同項の趣旨に十分配慮する必要があると考えられる。</p> <p>( 4 ) また、条例第1条が、公正で開かれた県政の実現を図り、もって県政に対する県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的とする規定していることを考慮すると、本件情報が条例第5条第2号本文に該当するかどうかの判断に当たっては、本件情報を公開することによって得られる利益と、非公開とすることによって得られる利益との比較衡量が求められていると考えられる。</p> <p>そして、この比較衡量に当たっては、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴う県の説明責任に配慮することは当然であり、同様の趣旨を実施機関が述べていることは、当審査会としても理解できるところである。</p> <p>( 5 ) 以上のことを総合的に判断すると、本件情報を公開することによって、不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認めることはできないことから、本件情報は、条例第5条第2号に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年2月16日(答申第297号)</p>

情報公開審査会答申第 298 号の概要

件名	特定の県立高等学校教員の人事案件に係る教育委員会会議録一部非公開の件 (諮問第 229 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、新聞報道された特定の教員(以下「本件教員」という。)の懲戒処分に係る文書である。		
請求年月日	平成 14 年 6 月 18 日	諾否決定年月日	平成 14 年 7 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(教育局総務課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号		
非公開理由	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 14 年 7 月 9 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 7 月 25 日(受理)		
審査会の論	<p>本件教員の懲戒処分に係る文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類</li> <li>2 本件教員の職歴のうち、現在所属している高校の名称</li> <li>3 本件教員の年齢</li> <li>4 事故の起きた時刻及び場所並びに被害者の被害部位</li> <li>5 人事異動通知書案のうち、本件教員の氏名及び職員番号を除いた部分</li> <li>6 処分説明書案のうち、本件教員の氏名を除いた部分</li> </ol>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当する。</p> <p>ア 本件教員の氏名、生年月日、最終学歴、職歴(現在所属している高校の名称を除く。)、教員免許取得年月日並びに教員免許状の種類及び教科</p> <p>イ 人事異動通知書案に記載された本件教員の氏名及び職員番号</p> <p>ウ 処分説明書案に記載された本件教員の氏名</p> <p>(2) 次に掲げる情報は、特定の個人が識別される情報であるとは認められず、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。</p> <p>ア 本件教員の職歴のうち、現在所属している高校の名称</p> <p>イ 本件教員の年齢</p> <p>ウ 人事異動通知書案のうち、本件教員の氏名及び職員番号を除いた部分</p> <p>エ 処分説明書案のうち、本件教員の氏名を除いた部分</p> <p>(3) 事故の起きた時刻及び場所並びに被害者の被害部位は、非違行為に関する情報であるが、個人の人格と密接に係るものではないため、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとまではいえないことから、条例第 5 条第 1 号本文に該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>( 1 ) 前記 1 ( 1 ) アからウまでに掲げる情報は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>( 2 ) 本件教員の教員免許状のうち、本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類は、県立学校の教員としての職務遂行の正当性を担保する情報であると解される。したがって、本件教員が所属する学校の勤務に必要な教員免許状の種類は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 3 月 27 日 ( 答申第 298 号 )</p>

情報公開審査会答申第 299 号の概要

件名	懲戒処分された県立高等学校教員（3名）に係る文書一部非公開の件（諮問第 230 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分に係る文書である。		
請求年月日	平成 14 年 6 月 18 日	諾否決定年月日	平成 14 年 7 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 7 月 9 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 教育委員会は、本件請求対象文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>2 実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。</p> <p>3 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに一律に判断すべきではない。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 7 月 25 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 次の情報は、同号本文に該当する。</p> <p>（ア）本件教員、被害生徒その他の特定の個人が識別され得る情報</p> <p>（イ）診断書、被害生徒に対する評価その他の個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがある情報</p> <p>イ 次の情報は、同号本文に該当しない。</p> <p>（ア）本件教員の年齢、被害生徒の年齢その他の容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ることとなるとは認められない情報</p> <p>（イ）本件教員の私生活に関する事項その他の「個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは認められない情報</p> <p>ウ 筆跡から特定の個人を識別するためには、本件教員の所属する学校の教員すべての直筆の文書について筆跡鑑定を行う必要があることを考えると、本件教員の直筆の文書は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないので、前記アで同号本文に該当すると判断した情報を除いて、同号本文に該当しない。</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>（ア）本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>（イ）行政事務調査の対象とされた教員の氏名は、当該調査に関して記載されたものであって、当該教員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、当該教員の氏名は、同号ただし書イには該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>イ 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について        教員の体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、公務員の職務の遂行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解される。        したがって、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について        本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解されるため、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。        ( 1 ) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された内容の一部        ( 2 ) 人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された内容の一部並びに「事務局見解」欄に記載された内容        ( 3 ) 人事考査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報</p> <p>3 適用除外について        刑事訴訟に関する書類については、条例第 28 条に該当するため、条例の規定は適用されない。</p> <p>4 条例第 6 条第 2 項該当性について        体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、前記 1 ( 1 ) ア ( ア ) において判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。        したがって、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項 ( 以下「本件特定情報」と総称する。 ) から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第 6 条第 2 項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、本件特定情報は、非公開とすることが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 3 月 27 日 ( 答申第 299 号 )</p>

情報公開審査会答申第 300 号の概要

件名	懲戒処分された特定の県立高等学校教員に係る文書一部非公開の件 (諮問第 231 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、新聞報道された特定の教員(以下「本件教員」という。)の懲戒処分に係る文書である。		
請求年月日	平成 14 年 6 月 18 日	諾否決定年月日	平成 14 年 7 月 2 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(県立高校)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 2 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 14 年 7 月 9 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。		
諮問年月日	平成 14 年 7 月 25 日(受理)		
審査会の結論	<p>本件教員の懲戒処分に係る文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件教員の通勤手段及び通勤距離</li> <li>2 本件教員の私生活に関する事項</li> <li>3 特定の生徒(以下「本件生徒」という。)の私生活に関する事項</li> <li>4 匿名の文書において事実確認ができなかった事項のうち、イニシャルを除いた部分</li> <li>5 特定教職員の私生活に関する事項</li> <li>6 返還額計等</li> <li>7 領収書のうち、本件教員の郵便番号、住所及び氏名を除いた部分</li> <li>8 本件教員の勤務状況等に対する見解</li> </ol>		
審査会の判断理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当する。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 本件教員の郵便番号、住所、氏名その他の本件教員が特定される事項</li> <li>イ 本件教員の妻の名前及び本籍地の市役所</li> <li>ウ 本件教員の住居の家主の氏名</li> <li>エ 特定教職員の氏名(カの教員氏名を除く。)</li> <li>オ 本件生徒の氏名及び年齢</li> <li>カ 本件生徒の所属する学級名及びその担任の教員氏名</li> <li>キ 関係者の氏名</li> <li>ク 給与返還資料のうち、次に掲げる情報(以下「返還額計等」と総称する。)を除いた部分(以下「特定の給与返還資料」という。)</li> <li>(ア) 例月給与の返還額計</li> <li>(イ) 勤勉手当の返還額計</li> <li>(ウ) 通勤手当の返還額の欄に記載された情報のうち、戻入額及び通勤手当の返還額</li> <li>(エ) 利息額一覧のうちの利息額計</li> <li>(オ) 返還給与額</li> </ol> </li> <li>(2) 次に掲げる情報は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 本件教員に対する評価</li> <li>イ 本件教員が心情を吐露した部分</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>2 条例第5条第4号該当性について  ( 1 ) 返還額計等は、不適切な勤務により給与を返還する際の返還額の計算に関する記載であり、懲戒処分等の基準が推測される情報とは認められない。  ( 2 ) 領収書は、返還給与額が記載されているにすぎず、懲戒処分等の基準が推測される情報とは認められない。  ( 3 ) 教職員の勤務状況等に対する見解は、教職員の勤務状況等に対する個人的な意見であり、懲戒処分等の基準が推測される情報であるとまでは認められない。  ( 4 ) 以上のことから判断すると、( 1 ) から( 3 ) までに掲げる情報は、いずれも懲戒処分等の基準が推測される情報とは認められないことから、条例第5条第4号に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日( 答申第300号 )</p>

情報公開審査会答申第 301 号の概要

件名	伊勢原射撃場土壌調査等業務委託に係る執行関係書類一部非公開の件(諮問第 238 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 14 年度の特定の県立射撃場(以下「本件射撃場」という。)土壌調査及び対策工事設計業務委託(以下「本件委託」という。)に係る契約書ほか執行関係書類一式である。		
請求年月日	平成 14 年 8 月 2 日	諾否決定年月日	平成 14 年 8 月 30 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会(教育財務課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 14 年 9 月 27 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件請求対象文書を一部非公開とした処分は条例違反であり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>2 昨今のマンションやホテル等の建築物に対する建築士による構造計算書の耐震強度偽装事件から明らかのように、監査、設計者、現場責任者、現場代理人、各種主任技術者等有資格者の責任は非常に重く、これら有資格者が違法・悪質な行為を行った場合、県民は甚大な被害を受ける。</p> <p>3 不服申立人は、本件射撃場の散弾による鉛汚染改善を神奈川県(以下「県」という。)に提案した。県は本件射撃場を閉鎖して土壌調査を行ったが、鉛汚染の土壌調査資料等について、実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあることを非公開の理由としている。</p> <p>しかし、本件射撃場の鉛汚染土放置に対する県の責任は免れないこと、県民に不安・不信を与える鉛汚染の原因は取り除く必要があること、鉛汚染の土壌調査資料等はすべて公開する必要があること、公共事業受注業者には当該業務に関して透明性及び説明責任に協力する義務があることから、実施機関が掲げる非公開理由及び判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 10 月 7 日		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち、委託を受けた法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「振込先情報」という。)は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められるので、同号本文に該当する。</p> <p>ア 管理技術者の氏名、印影、住所、生年月日、学歴、職歴、資格登録番号、職歴及び業務経歴(以下「技術者氏名等」と総称する。)</p> <p>イ 技術士の氏名、生年月日及び登録番号(以下「技術士氏名等」と総称する。)</p> <p>ウ シビルコンサルティングマネージャーの氏名、生年月日及び登録番号(以下「マネージャー氏名等」と総称する。)</p> <p>エ 照査技術者の氏名、印影、住所、生年月日、学歴、職歴、資格登録番号、職歴及び業務経歴(以下「照査技術者氏名等」と総称する。)</p> <p>オ 低額入札に該当する業者の従業員の氏名及び役職名(以下「従業員氏名等」と総称する。)</p> <p>カ 営業及び技術の担当者氏名(以下「営業担当者氏名等」と総称する。)</p> <p>キ 代理人の氏名及び印影(以下「代理人氏名等」と総称する。)</p>		



<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(2) 非公開部分の公開を求める理由として、不服申立人は、県民に不安・不信を与える鉛汚染の原因は取り除く必要があること、鉛汚染の土壌調査資料等はすべて公開する必要があることを挙げている。しかし、前記(1)アからキまでに掲げる情報は、本件委託に係る個人に関する情報であり、本件射撃場の鉛汚染の土壌調査の結果を示す情報ではなく、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書工には該当しない。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第2号本文該当性について</p> <p>ア 振込先情報は、法人の取引先金融機関における口座に関する情報であることから、法人に関する情報であると認められる。</p> <p>しかしながら、法人の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。</p> <p>イ 本件法人は、土壌調査及び対策工事設計業務を行う一般的な業者であり、その業務態様を見ると、不特定多数のものが顧客となり、代金を振り込むことが通例であり、特定の顧客に限って振込先情報を知らせるといった特段の事情は認められないことから、本件法人は、不特定多数のものが振込先情報を知ることを容認しているものと考えられる。</p> <p>したがって、振込先情報は、条例第5条第2号本文に該当しない。</p> <p>ウ 次の情報は、本件委託に係る本件法人の業務遂行に関する情報であることから、法人に関する情報であると認められる。</p> <p>(ア) 委託業務フロー図</p> <p>(イ) 見積内訳書のうち、総括書(No.1及びNo.2)にある金額、内訳書(No.1からNo.5まで及びNo.7からNo.21まで)にある数量及び金額並びに内訳書(No.6)にある単価及び金額(以下「見積金額等」と総称する。)</p> <p>(ウ) 県設計額と受託者見積額との差異のうち、受託者見積金額欄及び差額欄(金額総計欄を除く。)に記載された情報(以下「受託者見積金額等」と総称する。)</p> <p>委託業務フロー図、見積金額等及び受託者見積金額等は、実施機関の説明のとおり、業者固有の生産技術上のノウハウを生かした情報であり、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について</p> <p>非公開部分の公開を求める理由として、不服申立人は、県民に不安・不信を与える鉛汚染の原因は取り除く必要があること、鉛汚染の土壌調査資料等はすべて公開する必要があることを挙げている。しかし、委託業務フロー図、見積金額等及び受託者見積金額等は、本件法人が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、本件射撃場の鉛汚染の土壌調査の結果を示す情報ではなく、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第301号)</p>

情報公開審査会答申第 302 号の概要

件名	県立学校等教員（4名）の懲戒処分に係る文書一部非公開の件（諮問第 239 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分に係る文書である。		
請求年月日	平成 14 年 8 月 2 日	諾否決定年月日	平成 14 年 9 月 6 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 9 月 27 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 教育委員会は、本件請求対象文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>2 実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。</p> <p>3 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに一律に判断すべきではない。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 10 月 16 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 次の情報は、同号本文に該当する。</p> <p>（ア）本件教員、被害生徒その他の特定の個人が識別され得る情報</p> <p>（イ）診断書、被害生徒が心情を吐露した部分その他の個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがある情報</p> <p>イ 次の情報は、同号本文に該当しない。</p> <p>（ア）本件教員の年齢、弁護士の意見書の内容その他の容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ることとなるとは認められない情報</p> <p>（イ）本件教員の私生活に関する事項その他の「個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは認められない情報</p> <p>ウ 弁護士の氏名、印影、住所、電話番号及びファックス番号は、当該弁護士が本件教員の代理人であり、事業を営む個人の当該事業に関して記載された情報であることから、同号本文に該当しない。</p> <p>エ 筆跡から特定の個人を識別するためには、本件教員の所属する学校の教員すべての直筆の文書について筆跡鑑定を行う必要があることを考えると、本件教員の直筆の文書は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないので、前記アで同号本文に該当すると判断した情報を除いて、同号本文に該当しない。</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>（ア）本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しない。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(イ) 体罰を目撃した教員の氏名は、公立学校の部活動の顧問としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>教員の体罰は、学校教育法第11条で禁止されている非違行為であるが、教員による指導の過程でなされていることから、公務員の職務の遂行に関する行為であり、当該行為に関する情報は、当該職務遂行の内容に係る情報に該当すると解される。</p> <p>したがって、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について</p> <p>本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解されるため、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>(1) 人事審査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された内容の一部</p> <p>(2) 人事審査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された内容の一部並びに「事務局見解」欄に記載された内容</p> <p>(3) 人事審査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報</p> <p>3 条例第6条第2項該当性について</p> <p>前記(2)ア(イ)に掲げる情報は、公開すると、他の情報と照合することにより、本件教員が識別される情報であると認められる。</p> <p>また、体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、前記1(1)ア(ア)において判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。</p> <p>したがって、前記(2)ア(イ)に掲げる情報並びに体罰文書のうち、本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項(以下「本件特定情報」と総称する。)から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第6条第2項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、本件特定情報は、非公開とすることが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第302号)</p>

情報公開審査会答申第 303 号の概要

件名	県立高等学校等教員（12名）の懲戒処分等に係る文書一部非公開の件（諮問第 240 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分に係る文書である。		
請求年月日	平成 14 年 8 月 27 日	諾否決定年月日	平成 14 年 10 月 8 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 14 年 10 月 25 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 教育委員会は、本件請求対象文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>2 実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。</p> <p>3 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに一律に判断すべきではない。</p>		
諮問年月日	平成 14 年 10 月 31 日		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 次の情報は、同号本文に該当する。</p> <p>（ア）本件教員、被害生徒その他の特定の個人が識別され得る情報</p> <p>（イ）診断書、被害生徒が心情を吐露した部分その他の個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがある情報</p> <p>イ 次の情報は、同号本文に該当しない。</p> <p>（ア）本件教員の年齢、被害者の職業その他の特定の個人が識別され得ることとなるとは認められない情報</p> <p>（イ）本件教員の私生活に関する事項その他の「個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは認められない情報</p> <p>ウ 筆跡から特定の個人を識別するためには、本件教員の所属する学校の教員すべての直筆の文書について筆跡鑑定を行う必要があることを考えると、本件教員の直筆の文書は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえないので、前記アで同号本文に該当すると判断した情報を除いて、同号本文に該当しない。</p> <p>（2）条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>（ア）本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しない。</p> <p>（イ）生徒への不祥事に係る事故報告書等（以下「不祥事文書」という。）に記載された関係教員及び校長の氏名は、本件高校の教員又は本件教員の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>イ 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について  (ア) 不祥事文書に記載された学校名は、本件教員が起こした事故に対する処分が行われるまでの一連の文書に記載されていることから、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、本件教員の公務員としての職務の遂行に関して記載されたものとは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。  (イ) 不祥事文書に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員が担当する授業の名称が特定され又は推測される事項は、本件教員が起こした事故が授業中に起こったものではあるが、専ら本件教員の資質に関わる行為であり、教員としての職務そのものと同視することはできないことから、本件教員の職務遂行の内容に係る情報とは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。  (ウ) 交通事故に係る事故報告書等に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該交通事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しない。  (エ) 不適切な服務に係る事故報告書等に記載された本件教員が担任する学年及び組並びに本件教員が分掌する校務は、本件教員が起こした事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しない。  (オ) 生徒の個人情報の管理は、公務員の職務の遂行に関する行為であるが、情報流出文書に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務(個人情報流出事故に係るものを除く。)、本件教員が分掌する校務に係る役職、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、本件教員が起こした事故に対する処分が行われるまでの一連の文書に記載されていることから、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、本件教員の公務員としての職務の遂行に関して記載されたものとは認められないため、同号ただし書ウに該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について  本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解されるため、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。  ( 1 ) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部  ( 2 ) 人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに「事務局見解」欄に記載された情報  ( 3 ) 人事考査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報</p> <p>3 適用除外について  刑事訴訟に関する書類については、条例第 28 条に該当するため、条例の規定は適用されない。</p> <p>4 条例第 6 条第 2 項該当性について  不祥事文書に記載された関係教員及び校長の氏名は、公開すると、他の情報と照合することにより、本件教員が識別される情報であると認められる。  したがって、不祥事文書に記載された関係教員及び校長の氏名から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第 6 条第 2 項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、不祥事文書に記載された関係教員及び校長の氏名は、非公開とすることが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 18 年 3 月 27 日 ( 答申第 303 号 )</p>

情報公開審査会答申第 304 号の概要

件名	県立高等学校等教員（3名）の懲戒処分に係る文書一部非公開の件（諮問第 241 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、新聞報道された特定の教員（以下「本件教員」という。）の懲戒処分に係る文書である。		
請求年月日	平成 14 年 9 月 26 日	諾否決定年月日	平成 14 年 11 月 5 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため 2 人事管理事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 14 年 11 月 13 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 教育委員会は、本件請求対象文書に神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。 2 実施機関は、特定個人等が識別され、又は識別され得る情報であるとか、公開することにより個人等の権利利益を害するおそれがあるとの理由を掲げるが、学校内外で発生した不祥事や事件の情報はすべて公開されるリスクがあるところ、実施機関は公開すべき部分までを非公開にしている。実施機関による個人等の権利利益を優先しすぎた非公開処分の判断は誤っており、非公開部分をすべて公開することを求める。 3 被害者の情報についても、被害者本人の意思を確認せずに一律に判断すべきではない。		
諮問年月日	平成 14 年 11 月 19 日		
審査会の結論	本件請求対象文書の非公開部分のうち、一部を公開すべきである。		
審査会の判断理由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について (1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について ア 次の情報は、同号本文に該当する。 (ア) 本件教員、被害生徒その他の特定の個人が識別され得る情報 (イ) 診断書、本件教員が心情を吐露した部分その他の個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがある情報 イ 次の情報は、同号本文に該当しない。 (ア) 本件教員の年齢、被害者の職業その他の容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ることとなるとは認められない情報 (イ) 本件教員の私生活に関する事項その他の「個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」とは認められない情報 ウ 弁護士の氏名及び印影は、当該弁護士が本件教員の代理人であり、事業を営む個人の当該事業に関して記載された情報であることから、同号本文に該当しない。 (2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について ア 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について (ア) 本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、同号ただし書イには該当しない。 (イ) 生徒への不祥事に係る事故報告書等（以下「不祥事文書」という。）のうち、校長、教頭及び元校長の氏名は、本件教員の管理監督者としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当する。		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>イ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について  (ア) 公然わいせつ事案に係る事故報告書等に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が授業を担当する1週当たりの時間、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、本件教員が起こした事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、条例第5条第1号ただし書ウには該当しない。  (イ) 不祥事文書に記載された学校名、本件教員が担任又は担当する学年及び組、本件教員が担当する課程、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該不祥事が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しない。  (ウ) 交通事故に係る事故報告書等に記載された本件教員が担任する学年及び組、本件教員が分掌する校務、本件教員が顧問を務める部活動並びに本件教員の授業科目が特定され又は推測される事項は、当該交通事故が職務外で起きていることから、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められないので、同号ただし書ウには該当しない。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について  本件請求対象文書のうち、次に掲げる情報は、懲戒処分等の適否・軽重等を判断する際の内部的な審査の基準が推測される情報であると解されるため、公開することにより、実施機関が行う人事上の措置の検討及び実施を著しく困難にするおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。  (1) 人事考査委員会・審査結果のうち、「処分の程度」欄に記載された情報の一部  (2) 人事考査委員会資料のうち、「処分の程度」欄及び「処分理由」欄に記載された情報の一部並びに「事務局見解」欄に記載された情報  (3) 人事考査委員会資料のうち、過去の処分例との比較資料の表題を除く部分に記載された情報</p> <p>3 適用除外について  刑事訴訟に関する書類については、条例第28条に該当するため、条例の規定は適用されない。</p> <p>4 条例第6条第2項該当性について  不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名は、公開すると、他の情報と照合することにより、本件教員が識別される情報であると認められる。  したがって、不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第6条第2項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、不祥事文書のうち、校長、教頭及び元校長の氏名は、非公開とすることが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第304号)</p>

情報公開審査会答申第 305 号の概要

件名	公立学校施設整備費国庫補助金に係る交付申請書等一部非公開の件(諮問第 261 号)		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、平成 4 年度から平成 12 年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式である。		
請求年月日	平成 12 年 7 月 17 日	諾否決定年月日	平成 15 年 3 月 24 日 (特例延伸)
諾否の決定内容	一部非公開及び文書不存在	実施機関	教育委員会 (スポーツ課)
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>2 事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>		
不服申立年月日	平成 15 年 5 月 30 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 教育委員会は、平成 7 年度から平成 12 年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式 (以下「本件一部非公開文書」という。) に条例第 5 条第 1 号及び第 4 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。</p> <p>2 平成 4 年度から平成 6 年度までの国庫補助金の交付及び支出が明らかになる書類一式 (以下「本件公開拒否文書」という。) 並びに本件一部非公開文書に係る工事契約には談合や贈収賄の疑いがあり、この疑いに対して公共事業受託業者には当該受託業務に関して透明性及び説明責任に協力する義務があることや、価格や諸費用の数値を公開しても受託業者の今後の事業に悪影響を与えるおそれはないことから、実施機関が掲げる非公開理由及び判断は誤ったもので、非公開部分をすべて公開することを求める。</p> <p>3 本件公開拒否文書は、保存期間が 10 年であるので、存在している。</p>		
諮問年月日	平成 15 年 6 月 23 日 (受理)		
審査会の論	<p>1 本件一部非公開文書のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。</p> <p>(1) 職員の給料表の種類</p> <p>(2) 職員の社会教育主事の資格取得年月日</p> <p>(3) 工事予定価格算定に係る設計単価等の金額、諸経費率等の数値 (以下「設計単価等」と総称する。)</p> <p>2 実施機関が、本件公開拒否文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。</p>		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 本件一部非公開文書のうち、次の情報は、個人に関する情報であることから、同号本文に該当する。</p> <p>(ア) 個人の氏名 (職員の氏名を除く。)、印影、署名、生年月日及び住所 (以下「個人氏名等」と総称する。)</p> <p>(イ) 職員の年齢、社会教育主事の資格取得年月日、給与総額並びに給料表の種類及び級・号給 (以下「職員年齢等」と総称する。)</p> <p>イ 本件一部非公開文書の非公開情報 (以下「本件非公開情報」という。) のうち、社会教育指導事業交付金 (社会体育指導者派遣事業) に要する経費、交付金対象経費並びに社会教育指導事業交付金に係る事業収支予算書及び決算書に記載されている収入合計額及び支出額 (以下「交付金経費等」と総称する。) は、社会体育指導者派遣事業に係る職員の給与総額と同額であり、本件一般歳入額は既に公開されている本件一部非公開文書の他の情報と照合することにより、特定の職員の給与額が明らかとなる情報であることが認められるため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当する。</p>		



<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(2) 条例第5条第1号本文該当性について</p> <p>ア 職員年齢等のうち、職員の給料表の種類は、職員に支給する給与の額を決定するために、職員の職種に応じて定められているもので、旅費執行における旅費の算定の前提となるものである。この職員の給料表の種類は、特定個人の所得を推測できる情報ではなく、また、当該職員がどの職種の職員として採用されたかは、県民に対する説明責任から明らかにすべき情報と解される。したがって、職員の給料表の種類は、慣行として公にすることが予定されている情報と認められるので、同号ただし書イに該当する。</p> <p>イ 当審査会が調査したところ、社会体育指導者派遣事業は、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じ、社会体育担当の社会教育主事を派遣する事業であり、当該事業において派遣される者は、「社会体育指導者派遣事業及び学校体育施設開放事業の運用について(各都道府県教育委員会教育長あて文部省体育局長通知)」によれば、原則として社会教育主事の資格を有することが要件となっていることが認められる。このことから、社会教育主事資格の取得の有無は、公務員の職務の遂行の内容に関する情報であると考えられる。</p> <p>したがって、社会教育主事資格の取得の有無を明らかにする職員の社会教育主事の資格取得年月日は、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報と認められるので、同号ただし書ウに該当する。</p> <p>2 条例第5条第4号該当性について</p> <p>次の理由により、設計単価等を公開しても、入札その他の事務又は事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号イには該当しない。</p> <p>(1) 数量の記載が一式となっているものについては、積算の単価を類推することは困難であること。</p> <p>(2) 現在、公共工事の設計書について、情報公開請求があった場合、設計単価等を全部公開していること。</p> <p>(3) 公共工事の入札等に関して、談合等の不正防止を要請されている現状を考慮すれば、設計単価等を公開することにより、競争入札制度等の透明性を確保することは有益であると考えられること。</p> <p>3 本件公開拒否文書の存否について</p> <p>当審査会が調査した結果、平成4年度から平成5年度までの文書については、平成11年3月31日に廃止された神奈川県教育庁等文書管理規程(昭和58年神奈川県教育委員会教育長訓令第2号)が適用され、同規程第47条第2項により「(11) 予算、収入及び支出に関する文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。また、平成6年度の文書については、平成12年3月31日改正前の神奈川県教育庁等行政文書管理規程(平成11年神奈川県教育委員会教育長訓令第14号)が適用され、同規程第55条第2項により「(11) 予算、収入及び支出に関する行政文書(3年に属する文書の項第7号に掲げるものを除く。)」は、保存期間を5年とするものと規定されている。</p> <p>したがって、本件公開拒否文書は、いずれも保存期間が5年であることから、保存期間が満了したことにより、廃棄したため存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第305号)</p>

情報公開審査会答申第 306 号の概要

件名	県立高校教諭に係る人事異動関係文書不存在の件（その2）（諮問第 332 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、次のとおりである。</p> <p>1 平成12年度から17年度までの間における4月1日付け人事異動について、職員現況・意向調書の第1号様式の対象者のうち、異動希望がなくても異動が内示された者（教諭）の一覧表等（以下「異動内示者一覧表」という。）</p> <p>2 平成12年度から17年度までの間における4月1日付け人事異動について、「県立高等学校人事異動要綱」（以下「人事異動要綱」という。）の1（3）イの「教育委員会が特に必要と認めた者」に該当する者（教諭）の一覧表等（以下「異動対象者一覧表」という。）</p> <p>3 1又は2が存在しないときは、当該各年度の1又は2に該当する教諭の職員現況・意向調書のすべて（以下「本件意向調書」という。）</p>		
請求年月日	平成 17 年 3 月 7 日	諾否決定年月日	平成 17 年 3 月 15 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（教職員課）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件請求対象文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 17 年 3 月 17 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 本件請求対象文書のうち、異動内示者一覧表は、平成 14 年度異動内示者一覧表が公開されているのであるから、当然慣行として例年作成し、保管していると判断される。 職員現況・意向調書の第1号様式の対象者のうち、異動希望がなくても異動が内示された者は、人事異動要綱等からすると、例外的事例であることから、異動内示者一覧表は作成しているはずである。存在しないとすれば、教育委員会の命令又は指示に対する実施機関職員の違反等である。</p> <p>2 本件請求対象文書のうち、異動対象者一覧表は、人事異動に係る教育委員会の裁量の範囲を、自ら厳正に制限し、その上で運用した結果としての文書であり、人事異動要綱に則して作成し、保管され、公開されるべき文書である。 また、異動対象者一覧表に記載された者は、教育委員会が特に必要と認めた者であって、教育委員会は教育委員 6 名の合議体であることから、異動対象者一覧表は必ず存在するはずである。</p> <p>3 本件意向調書は、異動内示者一覧表又は異動対象者一覧表の原資料である。そして、「ファイル基準表」によれば、保存期間は当該年度を除く 1 年であるから、平成 16 年 4 月 1 日付け及び平成 17 年 4 月 1 日付けの人事異動に係る本件意向調書は、保存されているはずであり、個人情報に関する記載箇所を抹消すれば、一部公開が可能である。 職員現況・意向調書の第1号様式の対象教員のうち人事異動希望無しと記載した教員について、翌年度 4 月 1 日付けで実際に異動をした教員の職員現況・意向調書を分類して整理さえすれば、すべての職員現況・意向調書の中から本件意向調書を容易に分離して、特定することはできる。 また、教育委員会が特に必要と認めた者は、客観的で明確な理由がある場合であるので、分類できるはずであり、枚数ぐらいいは公開できるはずである。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 3 月 25 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表について</p> <p>（1）不服申立人は異動内示者一覧表は、平成14年度異動内示者一覧表が公開されているのであるから、当然慣行として例年作成し、保管しているはずであり、異動対象者一覧表は、人事異動要綱に則して、作成され、保管され、かつ公開されるべき文書であると主張している。</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>( 2 ) 人事異動計画の実施等に当たり、異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表を作成する必要がないことを、実施機関は次のとおり説明しており、この説明に反する特段の事情は認められないことから、異動内示者一覧表及び異動対象者一覧表を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。</p> <p>ア 平成14年度異動内示者一覧表は、報道機関への対応のため特別に作成したものであること。</p> <p>イ 異動希望がなくても異動が内示されることは、例外的なことではなく、異動内示者一覧表を作成する必要がないこと。</p> <p>ウ 教育委員会が特に必要と認めた者の判断は、教職員課の専決事項であり、異動対象者一覧表を作成する必要がないこと。</p> <p>2 本件意向調書について</p> <p>( 1 ) 不服申立人は、職員現況・意向調書は、保存期間が当該年度を除く1年であるから、平成16年4月1日付け及び平成17年4月1日付け人事異動に係る本件意向調書は、保存されているはずであると主張している。</p> <p>これに対して、実施機関は、職員現況・意向調書には異動希望の有無は記載されているが、職員現況・意向調書は人事異動計画策定の過程で活用しているものにすぎず、異動決定後に、その者が内示されたかどうか、あるいは教育委員会が特に必要と認めたかどうかなどの異動状況は記載していないため、本件意向調書は存在しないと説明している。</p> <p>( 2 ) 当審査会が職員現況・意向調書の様式を確認したところ、第1号様式には、転任希望欄があるものの、実際の異動の有無を記載する欄は設けられていないことが認められる。また、職員現況・意向調書は、人事異動計画を検討する際の資料の一つであることから、人事異動結果までを記載すべき書類とは認められず、実務上も記載していないとする実施機関の説明は、納得できる。したがって、本件意向調書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。</p> <p>( 3 ) 不服申立人は、第1号様式の対象教員のうち、人事異動希望無しと記載した教員について、翌年度4月1日付けで実際に異動をした教員の職員現況・意向調書を分類して整理さえすれば、すべての職員現況・意向調書の中から本件意向調書を容易に分離して、特定することはでき、また、教育委員会が特に必要と認めた者は、客観的で明確な理由がある場合なので、分類できるはずであり、枚数ぐらいは公開できるはずであると主張している。</p> <p>職員現況・意向調書に人事異動結果が記載されていないため、他の資料と照合しながら抽出する必要があり、このような抽出作業をすることは文書量からも容易ではないとの実施機関の説明は、納得できることから、本件意向調書が存在しないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第306号)</p>

情報公開審査会答申第 307 号の概要

件名	県立高校教諭の人事異動関係文書不存在の件（諮問第 333 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、特定の県立高校教諭（以下「本件教諭」という。）の人事異動の内示に関して、平成 14 年 3 月 29 日付けで作成された文書（以下「本件内示文書」という。）の特定の記載内容を説明する次に掲げる文書（県立 A 高校が管理するものに限る。）である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 希望がなくても異動することがあること（制度）を示す教職員課からの通知（県立高等学校人事異動要綱及び職員現況・意向調書記載要領を除く。以下「本件通知文書」という。）</li> <li>2 平成 14 年 3 月において、特定の県立高校（以下「県立 B 高校」という。）の教頭（以下「本件教頭」という。）が、同校に所属する職員の異動に関し、「あなたの自宅からずっと近くなり、通勤や病気療養にもあなたにとってよい条件の勤務地となります。」と発言（以下「勤務地発言」という。）したときの根拠とした文書（診断書、休暇等申請簿、通勤届、通勤手当認定簿等を除く。以下「本件勤務地文書」という。）</li> <li>3 平成 14 年 3 月において、本件教頭が、同校に所属する職員の異動に関し、「教育委員会としてはあなたが療養休暇を必要としていることや、本校での勤務年数、教科など多面的にみてここであなたが療養休暇を必要としていることや、本校での勤務年数、教科など多面的にみてここであなたが異動することを必要としたということでしょう。」と発言（以下「異動必要発言」という。）したときの根拠とした文書（県立高等学校人事異動要綱及び職員現況・意向調書記載要領を除く。以下「本件異動文書」という。）</li> </ol>		
請求年月日	平成 17 年 2 月 14 日	諾否決定年月日	平成 17 年 2 月 25 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（県立高校）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件請求対象文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 17 年 3 月 18 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件請求対象文書の公開請求は、県立 A 高校に対して行ったが、本件教頭は、現在は県立 A 高校の校長となっているため、実質的には、機関としての県立 A 高校の校長に対して行ったものである。</li> <li>2 本件請求対象文書は、本件教頭が、県立 B 高校で教頭を務めていた際に作成した本件内示文書の特定の記載内容を、さらに具体的かつ厳格に明示又は検証する文書である。</li> <li>3 本件内示文書を作成するためには、記載内容の根拠が必要である。根拠を個人の記憶に頼るとは通常考えられず、文書として保管しているはずである。</li> <li>4 本件内示文書において、本件教頭は「教育委員会が必要とする人事という制度」と明記しており、この記載が真実とすれば、全県的な人事異動（転任）制度の改変が行われたのであるから、県立高等学校教員の人事異動（転任）を所管する教職員課長から各県立高等学校長に対する本件通知文書が、平成 13 年度中には少なくとも作成されたはずである。</li> <li>5 勤務地発言は、本件教頭が不服申立人に対して、このような指導をした事実はなく、「通勤や病気療養にもあなたにとってよい条件の勤務地となります。」との記載は事実に反する。本件教頭は、自ら勤務地発言を作成し、書証として裁判所に提出しているのであるから、その裏づけとなる本件勤務地文書は存在するはずである。</li> <li>6 異動必要発言は、平成 13 年度の教育委員会の教育委員 6 名が、不服申立人の療養休暇取得の必要性を具体的に了知していたと本件教頭が述べていることになるので、本件異動文書は存在するはずである。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 17 年 4 月 6 日		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		

<p>審査会の 判断理由</p>	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <p>1 神奈川県教育委員会行政文書管理規則第4条第3項では、「課長及び所長は、それぞれの課又は所における行政文書事務を統括する」と規定しており、本件内示文書に記載された内容から判断すると、仮に本件請求対象文書が存在するとした場合、教職員課又は県立B高校において管理されていると考えるのが合理的であり、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。</p> <p>2 実施機関は、県立A高校において、本件請求対象文書を作成、取得した事実はない旨説明しているが、以上のことから、実施機関のこの説明は合理的であり、不服申立人からも、この説明に反する具体的な事実の主張はない。</p> <p>なお、仮に、本件通知文書が存在するとすれば、県立A高校においても取得したことになるが、本件教頭が「教育委員会が必要とする人事という制度」と明記したことをもって、全県的な人事異動（転任）制度の改変が行われたとする不服申立人の主張は何ら根拠がなく、県立A高校において、本件通知文書を取得した事実はないとする実施機関の説明を疑わせるまでのものではない。</p> <p>3 したがって、本件請求対象文書は存在しないとする実施機関の説明は納得できる。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日（答申第307号）</p>

情報公開審査会答申第 308 号の概要

件名	県立高校教職員定数関係文書不存在の件（諮問第 336 号）		
請求文書の概要	<p>本件請求対象文書は、県立 B 高校教職員定数の配当について、平成 16 年 11 月 18 日付けで作成された陳述書（以下「本件陳述書」という。）の記載内容を説明する次に掲げる文書（県立 A 高校が管理するものに限る。以下「本件行政文書」という。）である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立 B 高校数学科において、「平成 14 年度からの少人数指導の実施を計画しており、B 高校の校長から、その状況が報告されて」いたことを説明又は明示する文書</li> <li>2 平成 14 年度は、県立 B 高校に、「『小集団学習担当教員』を加配し」たことを説明又は明示する文書</li> <li>3 「実際に平成 14 年度に B 高校で生徒に対して授業を行っていた（英語科）の教員数は、『9 名』であ」ったことを説明又は明示する文書</li> </ol>		
請求年月日	平成 17 年 2 月 28 日	諾否決定年月日	平成 17 年 3 月 7 日
諾否の決定内容	公開拒否（文書不存在）	実施機関	教育委員会（県立高校）
非公開根拠条項	-		
非公開理由	本件請求対象文書は存在しない。		
不服申立年月日	平成 17 年 3 月 10 日	不服申立ての趣旨	公開拒否処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件請求対象文書は、県立 A 高校の校長（以下「A 校長」という。）が、校長の職名を冠した上で作成した本件陳述書の記載内容を説明又は明示する文書であるから、本件請求対象文書の写し等の資料は、機関としての A 校長又は県立 A 高校に存在するはずである。</li> <li>2 本件陳述書に記載されているような、県立 B 高校における教員の需給希望の事実は存在しない。</li> <li>3 本件請求対象文書の公開請求は教育委員会あてであるので、本件公開請求の時点に A 校長の所属が県立 A 高校であるという理由により、本件処分を行ったことは本末転倒である。したがって、不服申立人は、A 校長及び県立 A 高校に対して、本件請求対象文書の公開をあくまで求める。</li> </ol>		
諮問年月日	平成 17 年 4 月 22 日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>本件請求対象文書の存否について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件請求対象文書は、本件陳述書に記載された特定の記載内容を説明する文書である。本件陳述書は、A 校長が作成したものであり、その内容は、平成 14 年度の県立 B 高校の教職員定数の配当について、A 校長が教職員課課長代理であったときに知っていた事実であることが認められる。</li> <li>2 神奈川県教育委員会行政文書管理規則第 4 条第 3 項では、「課長及び所長は、それぞれの課又は所における行政文書事務を統括する」と規定しており、本件陳述書の記載内容から判断すると、仮に本件請求対象文書が存在するとした場合、教職員課又は県立 B 高校において管理されていると考えるのが合理的であり、これを覆すに足りる特段の事情は認められない。</li> <li>3 実施機関は、教職員課又は県立 B 高校とは異なる県立 A 高校において、本件請求対象文書を作成、取得した事実はない旨説明しているが、以上のことから、実施機関のこの説明は合理的であり、不服申立人からも、この説明に反する具体的な事実の主張はない。</li> <li>4 したがって、本件請求対象文書は存在しないとする実施機関の説明は納得できる。</li> </ol>		
答申年月日	平成 18 年 3 月 27 日（答申第 308 号）		

情報公開審査会答申第 309 号の概要

件名	特定法人産業廃棄物処分業許可申請書一部非公開の件（諮問第 351 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の法人（以下「本件法人」という。）に係る産業廃棄物処分業許可申請書（以下「本件申請書」という。）及び添付書類の一部である。		
請求年月日	平成 17 年 6 月 7 日	諾否決定年月日	平成 17 年 7 月 21 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	知事（地域県政総合センター）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 特定の個人が識別されるため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成 17 年 7 月 29 日	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	1 本件法人は、地元説明会（以下「本件説明会」という。）を開催しており、本件処分 で非公開とされた情報の多くを明らかにしている。また、本件説明会で本件法人が公開 又は明言したこと以外の情報が非公開となっており、本件法人が計画している事業（以 下「本件事業」という。）の概要及び実態がつかめない。 2 本件法人は、神奈川県水源の森林地区、自然休養村及び松田町農村環境整備計画の自 然環境保全ゾーンに、悪臭及び汚水といった公害発生の危険が非常に高い本件事業を計 画している。本件法人は本件説明会で虚偽の回答等をしており、本件事業は問題の多い 事業であることから、本件請求対象文書を全面公開し、地元住民の疑念を一掃すべきで ある。		
諮問年月日	平成 17 年 8 月 9 日（受理）		
審査会の結論	本件請求対象文書のうち、隣地地権者の氏名は、公開すべきである。		
審査会の判断理由	1 条例第 5 条第 1 号該当性について （ 1 ） 条例第 5 条第 1 号本文該当性について 次に掲げる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、同 号本文に該当すると判断する。 ア 本件申請書のうち、本件法人の役員及び発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式 を有する株主の生年月日及び本籍 イ 事業計画書の「周辺住民等の合意形成に係る状況」欄に記載された、周辺地権者 （法人を除く。）及び隣地地権者の氏名並びに隣地地権者の合意形成に係る情報（以 下「本件地権者氏名等」と総称する。） ウ 事業計画書のうち、本件法人の従業員（役員を除く。）の氏名、住所、電話番号 及び生年月日並びに本件法人の役員の電話番号及び生年月日 エ 定款のうち、社員（役員を除く。）の氏名及び住所 オ 本件申請書のうち、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主が保有 する株式の数又は出資の金額及び割合 カ 定款のうち、社員の出資口数（以下「本件口数」という。） （ 2 ） 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について 本件地権者氏名等のうち、隣地地権者の氏名は、本件事業の計画地の地番が公開さ れていることから、土地登記簿により何人も閲覧等が可能な情報であるため、同号た だし書アに該当する。		

<p>審査会の 判断理由 ( 続き )</p>	<p>2 条例第5条第2号該当性について  ( 1 ) 条例第5条第2号本文該当性について  ア 事業計画書のうち、排出事業者及び収集運搬業者の名称及び所在地並びに中間処分計画書に記載された堆肥売り先一覧表中の名称、住所及び会員数(以下「本件取引先事業者の名称等」と総称する。)は、本件法人が本件事業の実施に当たり、取引先として予定している事業者に関する情報であるが、取引先は事業を成り立たせるための重要な要素であることから、本件法人の事業運営の根幹部分であると認められる。したがって、本件取引先事業者の名称等は、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、  同号本文に該当すると判断する。  イ 次に掲げる情報は、本件法人の経理や事業経営に係る内部情報であり、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同号本文に該当すると判断する。  (ア) 本件口数  (イ) 資金計画書のうち、借入先及び申請事業に係る収支見通し(以下「本件資金計画」と総称する。)  (ウ) 本件法人の直前3年度の間の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、確定申告書の写し及び法人税納税証明書(以下「本件財務書類」と総称する。)  ウ 事業計画書の「周辺住民等の合意形成に係る状況」欄に記載された、周辺地権者である法人の名称及びその合意形成に係る情報(以下「本件地権者法人名称等」と総称する。)は、本件法人が本件事業について説明を行った周辺地権者である法人に関するものであるが、その周辺地権者の範囲等は実施機関の行政指導に基づくものではなく、本件法人が自主的に定めたものであることから、客観的に明らかなものとはいえない。  したがって、本件地権者法人名称等は、本件法人が内部限りで管理している情報であると認められることから、公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、同号本文に該当すると判断する。  エ 不服申立人は、本件法人は本件説明会において本件処分で非公開とされた情報の多くを明らかにしている旨主張しているが、実施機関は、本件説明会は本件法人が自主的に実施したものであることから、その内容を把握していないと説明している。  また、不服申立人からも、本件説明会において明らかにされたとする非公開情報が具体的に示されておらず、当審査会においてもそのことを認めることができないことから、この不服申立人の主張は、前記アからウまでの判断に影響を与えるものではない。  ( 2 ) 条例第5条第2号ただし書該当性について  本件取引先事業者の名称等、本件口数、本件資金計画、本件財務書類及び本件地権者法人名称等(以下「本件法人不利益情報」という。)は、本件事業で建設される施設(以下「本件施設」という。)そのものの安全性に関する情報ではなく、人の生命、身体等を保護するために本件法人不利益情報を公開する必要があるとまで考えることは困難である。  また、本件施設が完成したときは、実施機関は竣工検査を行い、公害防止対策等の性能を確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づき許可し、当該許可がなければ本件施設は稼働できないことや、本件法人は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所の設置許可を受けており、本件施設は同条例の定める騒音、振動、悪臭に関する規制基準に従っていることが認められる。  以上のことを総合的に考え合わせると、本件法人不利益情報は、条例第5条第2号ただし書に該当しない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第309号)</p>



情報公開審査会答申第 310 号～第 316 号の概要

件名	道路使用許可申請書等一部非公開の件（その 4～その 10）（諮問第 361 号～第 366 号、第 369 号）		
請求文書の概要	本件請求対象文書は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。		
請年 求月 日	平成17年 8月11日（諮問第361号） 平成17年 7月13日（諮問第362号） 平成17年 8月18日（諮問第363号） 平成17年 8月18日（諮問第364号） 平成17年 8月24日（諮問第365号） 平成17年 9月12日（諮問第366号） 平成17年10月11日（諮問第369号）	諾否決定年月日	平成17年 8月25日（諮問第361号） 平成17年 9月 1日（諮問第362号） 平成17年 9月 1日（諮問第363号） 平成17年 9月 1日（諮問第364号） 平成17年 9月 7日（諮問第365号） 平成17年 9月26日（諮問第366号） 平成17年10月21日（諮問第369号）
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部長
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	1 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため 2 法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため		
不服申立年月日	平成17年10月24日（諮問第361号～第366号） 平成17年10月27日（諮問第369号）	不服申立ての趣旨	一部非公開処分の取消しを求める。
不服申立ての理由	<p>1 実施機関は、個人情報プライバシーと同一視し、権利の濫用を行って拡大解釈し、何が個人情報として保護されるべき情報なのかを明らかにせず、司法判断を侮辱し、個人情報であるか明確でないものですら、実施機関の警察官らの不祥事を隠ぺいしたいという動機から強引に個人情報であるという強弁を行っている。</p> <p>警部補以下の警察官の印鑑が、印鑑証明登録等されており、その印鑑が警察官の個人的な権利利益の取引や、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人のプライバシーに関することに使用されているようなものでない限りは、警察官の印影は、個人情報などではなく、ただ単なる神奈川県の組織機構に関する情報である。</p> <p>2 神奈川県警の警察官から暴行や嫌がらせを受けた経験のある県民としては、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚と責任を持たせるべきであると考えます。</p> <p>3 本件請求対象文書を提出した法人（以下「本件法人」という。）に関しては、法人登記簿で役員らの氏名が記載されており公開されている。また、本件法人の中には、撮影前に、付近に「撮影のお知らせ」として、現場責任者の氏名と携帯電話番号を明記したチラシを約 5 千枚配布している法人があることから、現場責任者の氏名及び携帯電話番号は、十分公知のものであると考えられる。</p> <p>4 平成17年 8月10日付け神奈川県情報公開審査会答申第280号答申でも、法人代表者の携帯電話番号は、法人等に関する情報であり、個人に関する情報とは認められないとして、公開するよう答申している。本件法人による実際の現場での撮影行為は、現場責任者が本件法人を代表して責任を負っており、実質上の本件法人の代表者として仕事を行っていたと考えられるので、法人代表者の携帯電話番号を公開すべきとした答申に従い、本件請求対象文書においても、現場責任者の氏名及び携帯電話番号を公開すべきである。</p> <p>5 鎌倉市へ情報公開の請求を行ったところ、同様の申請書及び添付資料が含まれていたが、鎌倉市では、実施機関の非公開部分である申請者欄の住所、氏名及び電話番号を公開しているので、本件請求対象文書においても、申請者欄の住所、氏名及び電話番号を公開すべきである。</p> <p>6 撮影場所及びその付近の住宅の居住者である特定の個人の氏名及び住所（以下「本件居住者氏名等」と総称する。）に関しては、不服申立人と同じ町内会の人達で、不服申立人とは顔見知りであり、日常的に行き来しているので、実施機関が口を挟み、勝手に非公開にするのは失礼である。また、市販の住宅地図でも容易に特定の個人名は確認できるので、本件居住者氏名等を非公開にすることは、権利の濫用である。</p>		
諮問年月日	平成 17 年 11 月 2 日（諮問第 361 号～第 366 号）、平成 17 年 11 月 10 日（第 369 号）		
審査会の結論	特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。		

審査会の  
判断理由

1 条例第5条第1号該当性について

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、プライバシーであるかどうか不明確である個人に関する情報も含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解されるので、本件請求対象文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当する。

ア 警部補以下の警察官の印影

イ 現場責任者の氏名、印影、住所、電話番号及び携帯電話番号（以下「本件現場責任者氏名等」と総称する。）

ウ 本件法人の従業員（現場責任者を除く。）の氏名、住所、勤務先及び携帯電話番号（以下「本件従業員氏名等」と総称する。）

エ 本件居住者氏名等

(2) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

法人登記簿に記載されている情報は、法人役員の氏名等であって、現場責任者の氏名及び印影が記載されているものではなく、また、本件請求対象文書については、法令又は条例に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定はないことから、現場責任者の氏名及び印影は、同号ただし書アに該当しない。

(3) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

ア 警部補以下の警察官の印影

公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。

当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しない。

イ 本件現場責任者氏名等

当審査会が確認したところ、不服申立人がチラシに明記されていたと主張する現場責任者の氏名及び携帯電話番号と本件請求対象文書に記載されている現場責任者の氏名及び携帯電話番号は一致していないことが認められる。また、本件現場責任者氏名等が一般に公表されている事実も認められない。したがって、本件現場責任者氏名等は、同号ただし書イに該当しない。

ウ 本件従業員氏名等

当審査会が調査したところ、本件従業員氏名等のうち、諮問第364号に係る番組企画書（以下「本件企画書」という。）については、ほぼ同様の内容を記載した文書を鎌倉市が公開しており、鎌倉市が公開した番組企画書に記載された担当ディレクターの氏名及び携帯電話番号と、本件企画書に記載された担当ディレクターの氏名及び携帯電話番号（以下「本件ディレクター氏名等」と総称する。）は、同一であることが認められる。

しかし、鎌倉市が公開したからといって、本件企画書が一般に公開されたとまで認めることはできないことから、本件ディレクター氏名等は、慣行として公にされている情報であると認められず、同号ただし書イに該当しない。

エ 本件居住者氏名等

同号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報とは、本件居住者氏名等を既に知っている関係者以外の一般県民等にとっても慣行として公にされているかどうかという観点から判断すべきであり、一般県民等にとって本件居住者氏名等が慣行として公にされている情報とは認められない。

また、個人の住所は、流動性のある情報であり、市販の住宅地図に記載されている個人の氏名と、実際に居住している個人の氏名とが必ずしも一致するものであるとは認められない。

したがって、本件居住者氏名等は、慣行として公にされている情報とは認められず、同号ただし書イに該当しない。

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 台本及び図面(以下「本件台本等」と総称する。)</p> <p>当審査会が確認したところ、本件台本等は、制作上のノウハウ等が凝縮されたものであり、本件台本等に係る映画やテレビドラマは、映画興業前又はテレビ放映前であることが認められる。</p> <p>したがって、本件台本等は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>(2) 自動車の登録番号、車台番号、所有者及び使用者の住所及び氏名又は名称並びに陸運局並びに地名(以下「本件登録番号等」と総称する。)</p> <p>本件登録番号等を公開することについては、実施機関が自動車の所有者である特定の法人(以下「本件所有者」という。)に対し、条例第12条に基づく意見書提出の機会を付与しており、本件所有者からは、本件請求対象文書に記載の年月日及び場所におけるCM撮影の業務の受注はなく、本件登録番号等に係る自動車が現場に存在することはあり得ず、実施機関に提出された自動車検査証の写しについても無断使用されている旨の意見書が提出されている。</p> <p>この意見書によれば、本件登録番号等は、本件登録番号等に係る自動車を所有する本件所有者に無断で使用された事情のあることがうかがえる。そうであるならば、本件登録番号等を公開した場合、本件所有者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを否定することはできないため、本件登録番号等は条例第5条第2号本文に該当する。</p> <p>(3) 現場責任者の氏名及び携帯電話番号</p> <p>不服申立人は、現場責任者は実質上の本件法人の代表者として仕事を行っていたと考えられるので、法人代表者の携帯電話番号を公開すべきとした平成17年8月10日付け神奈川県情報公開審査会答申第280号に従い、本件請求対象文書においても、現場責任者の氏名及び携帯電話番号を公開すべきである旨主張している。</p> <p>しかし、平成17年8月10日付け神奈川県情報公開審査会答申第280号は、法人代表者の携帯電話番号について判断したものであるが、現場責任者は、法人の代表者ではなく、また、現場での撮影行為に責任を有していたとしても、現場責任者の氏名及び携帯電話番号が個人に関する情報であることは否定できないことから、不服申立人の主張は、妥当ではない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成18年3月27日(答申第310~316号)</p>